

越前町景観計画 ガイドライン



序章

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインは、越前町景観計画に定められた「届出対象行為」及び「景観形成基準」の趣旨について、イラストや写真を使用しながら、より分かりやすく解説することで、町・住民・事業者が共通認識を持ち、それぞれが主体的に、またお互いが連携・協力のもとに景観づくりを進めていくことを目的としています。

町内における良好な景観づくりに資するため、本ガイドラインの具体的な手法を参考に、行為の場所や周辺状況及び行為の規模・用途などに応じたさまざまな創意・工夫をお願いします。

2. ガイドラインの構成及び各項目の内容

序章 P 1～

ガイドラインの目的やその対象、構成についてなど、景観づくりの基本的な考え方（景観づくりの理念、対象となる区域）を示しています。

第1章 景観法に基づく届出について P 5～

届出の流れ、届出制度の解説について、フロー図等を用いて分かりやすく示しています。

第2章 届出の対象となる行為の解説 P 8～

町内において届出の対象となる行為（届出対象行為）の種別や規模について、図を用いて分かりやすく示しています。

第3章 景観形成基準の解説 P 16～

景観形成基準に関する「基本的な考え方」として、基準を設定した目的や趣旨について示すとともに、具体的に配慮していただきたい内容について、図や写真を用いながら分かりやすく解説・例示しています。ただし、例示であるため、基準の全ての内容を網羅したものではないことに留意していただく必要があります。

3. 景観づくりの基本的な考え方

■ 景観づくりの理念

(1) 基本理念

一人ひとりがかけがえのない美しい景観を大切に守り、つくり、育てる意識を持って、協働で景観まちづくりに取り組むこと、その積み重ねにより、住む人が誇りを持っていきいきと暮らし、訪れる人に感動を与える越前町らしい魅力あふれる景観を目指します。

豊かな **海** **土** と **里** に育まれた
地域の風土が織りなす、美しい景観まちづくり

(2) 基本目標

自然

多様な地形の魅力を活かした、
美しく豊かな自然と調和するまち

・海から平野まで、特徴のある地形に由来する個性豊かな自然との調和を大切にし、次世代に継承します。

歴史

悠久の歴史に育まれた、文化と伝統が息づくまち

・いにしえからの大陸との交流で得られた文化や技術を取り入れながら、この地で育まれた歴史・文化を大切にし、次世代に継承します。

まちなみ

地域の個性を活かした、誇りと愛着を持てるまち

・周辺の自然環境と調和した市街地や集落の景観、個性ある施設景観を活かし、地域の景観に誇りと愛着を育むとともに、魅力と活力のある景観まちづくりを進めます。

いとなみ

地域で受け継がれてきた、
暮らしのいとなみが感じられるまち

・水仙畑、越前がにをゆでる湯煙の様子、漁火、越前焼の工房や越前瓦の工場の風景など、古くからの暮らしのなりわいに由来する個性豊かな景観を大切にします。

はぐくみ

良好な景観まちづくりの担い手を、
未来永劫育むまち

・住民、行政ほか地域に関わるすべての人々の「良好な景観」への意識を高めるとともに共有し、協働で景観まちづくりに取り組みます。
・三世代居住が多い地域性など、まちの特性を活かし、住民主体の景観まちづくりを担う次世代の人材を着実に育みます。

○類型別景観形成方針

〔面〕 ② 広がりのある景観	① 眺望景観	・眺望の対象となる海や山並み、農地や集落等の景観を保全・活用します。 ・眺望の対象となる外観に特徴のある施設や視点場※となる施設、それらへのアクセス路等について、適正に管理します。
	②-1 自然景観	・越前海岸をはじめ、丹生山地の山並みや織田盆地・宮崎盆地の里山、福井平野などの豊かな自然景観を保全・活用します。 ・自然環境と調和の取れた景観形成を図ります。
	②-2 まちなみ景観	・地域の自然・歴史・伝統文化とともに長年にわたり育まれてきた周辺の良好な景観との調和を図ります。 ・市街地では、人・モノ・情報の交流拠点として、町の顔となる景観形成を図ります。 ・優良農地や棚田の保全を図りながら、周辺の自然景観・田園景観と調和の取れた集落景観の形成を図ります。 ・海の観光と暮らしが共存する集落景観の形成を図ります。
③ 軸景観		・快適で、周辺の景観に調和した沿道・沿線景観の形成を図ります。 ・良好な景観資源へのアクセス路の景観の向上を図ります。 ・地域のシンボルとなる河川や用水路の保全と環境改善を図ります。 ・住民参加による沿道の管理活動や緑化活動などを推進します。
④ 点景観		・文化財、伝統的・歴史的建築物等の保全に努めます。 ・時代を超えて長く使い続けることのできる、住民に親しまれる公共空間の形成に努めます。 ・地域景観の先導的な役割を果たす公共施設の整備に努めるとともに、適切な維持管理に努めます。 ・周辺環境と調和した、うるおいのある景観の形成を図ります。

※視点場：ある景観を眺める立ち位置・ビューポイント

○地区別景観形成方針

① 朝日地区	泰澄大師の足跡など、越知山にまつわる多様な歴史や太古からの伝統・文化が、ゆとりと利便性を併せ持つ住みよい環境に融合する景観まちづくり ⇒ 泰澄大師ゆかりの越知山や社寺、古墳や石塔など歴史的景観資源の保全・活用に努めます。 ⇒ 丹生山地を背景に、福井平野に広がる豊かな田園と良好な農業集落景観の保全・育成に努めます。 ⇒ 地域を流れる河川や湧き水など、身近な自然景観の維持・活用に努めます。 ⇒ 近代化による高い利便性とゆとりある環境が共存し、暮らしやすさが感じられる町中心部のまちなみ景観の向上に努めます。
② 宮崎地区	越前焼の産地景観と切妻・白壁に代表される伝統的な家並、里山の豊かな自然とが調和した景観まちづくり ⇒ 越前焼を生業とする地域の景観資源を活用します。 ⇒ 切妻・白壁の伝統的民家が印象的な集落景観の保全・活用に努めます。 ⇒ 里地里山の風景を保全・活用するとともに、集落や住宅地、工場等の景観との調和に努めます。 ⇒ 統一感のある公共施設の建物や道路等、良好な公共施設景観の整備、維持管理に努めます。
③ 越前地区	越前水仙や荒波絶景など、四季折々の表情豊かな越前海岸に息づく人々の生業が魅せる漁業と観光の景観まちづくり ⇒ 夕陽に染まる水平線や奇岩断崖に打ちつける荒波など、越前海岸ならではの自然景観の保全・活用に努めます。 ⇒ 洋上や高所の視点場からの良好な眺望景観の保全・活用に努めます。 ⇒ 急峻な斜面を彩る可憐な越前水仙や越前がに漁を生業とする漁師町の家並みなど、人々の暮らしの営みが創り出し、守り抜いてきた風情ある景観の保全・活用に努めます。
④ 織田地区	太鼓の響く鎮守の森、越前二の宮・劔神社が鎮座する、丹生山地の豊かな自然に抱かれた歴史と伝統文化が感じられる景観まちづくり ⇒ 劔神社や明神ばやしをはじめとする地域の歴史的資源の保全・活用に努めます。 ⇒ 朱塗りの橋や石灯籠など、劔神社が鎮座する門前町の雰囲気や醸し出す公共施設景観の整備、維持管理に努めます。 ⇒ 劔神社を中心とした織田のまちなみを一望できる不老山や、幻想的な里山の雲海、白山、福井平野、丹後半島までを望むことができるエボシ山など、良好な眺望景観とその視点場の保全・活用に努めます。 ⇒ 四方を山に囲まれた織田盆地の自然景観、優良な農地の景観を保全・活用するとともに、集落や住宅地、工場等の景観との調和に努めます。

■ 越前町景観計画区域 区域図

海や海浜地域の景観を守るという観点から、汀線※¹から1 kmの範囲内の地先公有水面※²を含め越前町全域を景観法に基づく、良好な景観の保全や形成を図る区域である『景観計画区域（一般地区）』として指定します。

『景観計画区域』のうち、地域の特性を活かした景観形成を進める地区については、景観形成の状況や景観に関わる住民活動等の進捗や充実度に応じて『景観形成地区※³』に指定し、積極的に景観まちづくり活動を支援するとともに、より充実した景観誘導を図ります。



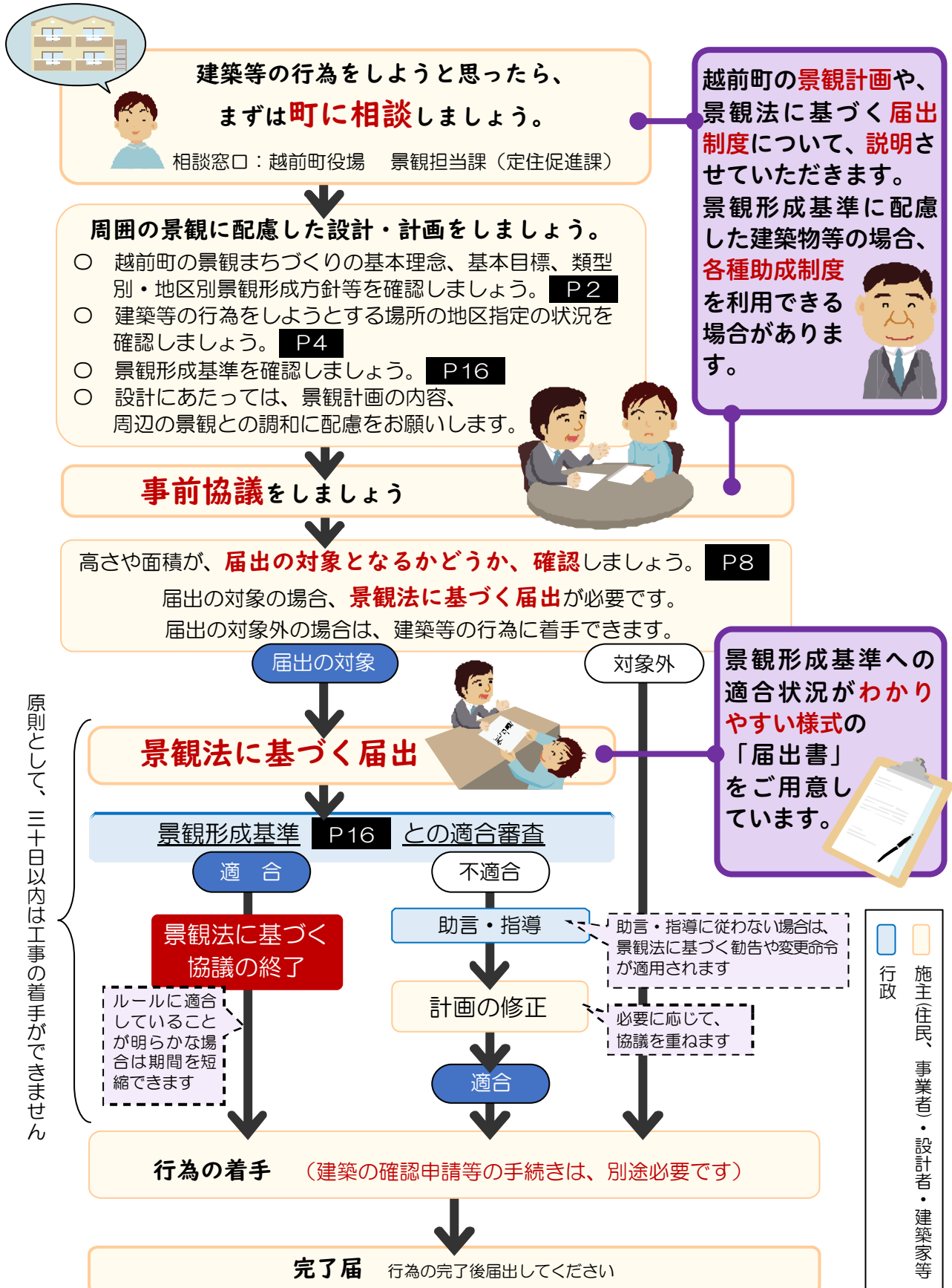
※1 汀線：海面と陸地との境界線、なぎさの線、みぎわせんのことをいいます。

※2 公有水面：河・海・湖・沼その他の公共の用に供する水流・水面で、国が所有するものをいいます。

※3 現時点では指定された地区はありません。

第1章 景観法に基づく届出について

越前町景観計画に関わる届出（景観法第16条第1項又は2項）の流れは、次のとおりです。



事前協議に関する事項

事前協議は、景観法第 16 条に基づく届出の徹底と、本町における景観形成基準の遵守について、できる限り早い段階で協議を行なうことにより、手戻りをなくし、本町の景観形成基準に適合した良好な景観づくりの実現を目的としています。

【事前協議に必要な書類等（2 部提出）】

- ① 越前町景観計画区域内行為事前協議申出書（様式第 9 号）
- ② 添付図面

	位置図	配置図	配置図（平面図）	平面図	断面図	意匠図	設計図書	彩色立面図（パース）	現況写真	景観シミュレーション図 完成予想図
建築物の建築等 工作物の建設等	○	○		○				○	○	○
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更及び開発行為	○		○		○				○	
木竹の伐採	○		○						○	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○		○						○	
屋外広告物の新設等	○		○			○	○		○	○

位置図	・都市計画基本図（白地図・1/2500）に行為の場所を朱記
配置図	・1/200以上、敷地内における建築物等の配置 ・門、塀の位置を表示 ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等の位置を表示
配置図（平面図）	・1/200 以上 敷地内における建築物、工作物等の配置が分かるもの
平面図	・高さ、階数、敷地面積、延べ床面積、建築面積が分かるもの
意匠図・設計図書	・1/200以上（彩色※を施す） ・形状、寸法、面積、色彩、意匠、材料、構造及び表示又は設置の方法に関する仕様書及び図面
彩色立面図（パース）	・1/200以上、ファサード部分等、沿道に面するものは全て（角地や隣接地が空地の場合は、沿道から容易に望見できる全ての面を作成／彩色※を施す） ・ゴミ置場、駐輪場、駐車場、受水槽等も表示
現況写真	・敷地及び敷地周辺の状況が分かるもの
景観シミュレーション図 完成予想図	・必要に応じて前面道路・隣接道路から見た状況が分かるスケッチ、パース、CG等を求める場合があります

※ 彩色は、色鉛筆で塗った程度で結構ですが、できる限り予定している仕上げのマンセル値に近い着色としてください。

景観法に基づく届出の手続き

景観計画区域内においては、届出の対象となる行為のうち、建築確認申請が必要な行為を行う場合は建築確認申請を行う 30 日以上前に、建築確認申請が不要の行為の場合は、その行為に着手する日の 30 日以上前までに越前町長に届出が必要です。また、届出した内容を変更する場合には、その変更に係る行為に着手する日の 30 日前までに越前町長に変更の届出が必要です。

※届出後 30 日間は行為に着手できません。場合によっては 90 日間まで延長されることがあります。

事前協議を済ませた場合など景観形成基準への適合が早期に認められる場合には、届出以降、行為の着手までの期間が短縮されることがあります。

1) 届出に必要な書類（2 部提出）

① 越前町景観計画区域内行為届出書（様式第 1 号）

（変更の場合：越前町景観計画区域内行為変更届出書（様式第 2 号））

② 添付図面（変更届出の場合は、配置図及び立面図の提出とする）

添付図面の仕様については、事前協議に必要な書類と同じです（P 6 参照）。

	位置図	配置図	配置図（平面図）	平面図	断面図	意匠図	設計図書	彩色立面図（パース）	現況写真	景観シミュレーション図 完成予想図
建築物の建築等 工作物の建設等	○	○		○				○	○	○
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更及び開発行為	○		○		○				○	
木竹の伐採	○		○						○	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	○		○						○	
屋外広告物の新設等	○		○			○	○		○	○

2) 完了届の提出（1 部提出）

景観法の届出を行った行為が完了したときは、景観計画区域内行為完了届（様式第 4 号）と完成写真（2 面以上添付）を速やかに越前町長に提出してください。

第2章 届出の対象となる行為の解説

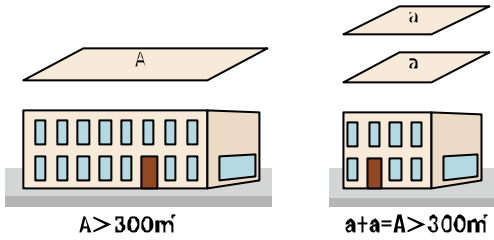
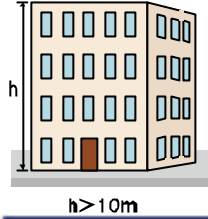
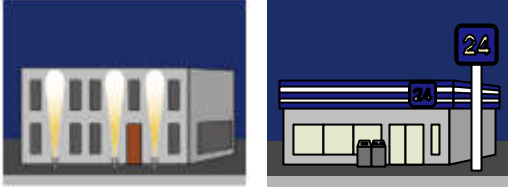
届出の必要な行為は以下のとおりです。

届出の対象とならない行為であっても、景観計画の内容、地域の景観との調和に配慮をお願いします。

＊届出の対象となる規模を超える既存の建築物・工作物等については、届出は不要です。ただし、今後届出が必要な規模を超えて増改築や外観の変更等を行う場合は、届出が必要となります。

- 1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■ 建築物の新築

届出の対象となる行為	・延べ面積^{※1}が <u>300㎡</u>を超えるもの  ・地盤面からの高さが <u>10m</u>を超えるもの ＊避雷針等の高さは含みません。  ・深夜（0時～4時）において、<u>恒常的に照明を点灯</u>するもの（防犯上必要なものを除く）  ・土地利用目的が一体^{※2}と認められる、若しくは用途上又は形態上不可分^{※3}の関係にある2以上の建築物については、当該延べ面積の合計が <u>300㎡</u>を超えるもの ＊仮設の建築物等の場合でも、建築の確認申請や、仮設建築物の許可が必要な場合は、届出の対象となります。
届出の対象から除外する行為	⇒二階建て以下の木造の戸建て住宅のとき ＊店舗併用住宅の場合は、届出の対象となります。

※1 延べ面積とは、建築物の各階の床面積の合計をいいます。

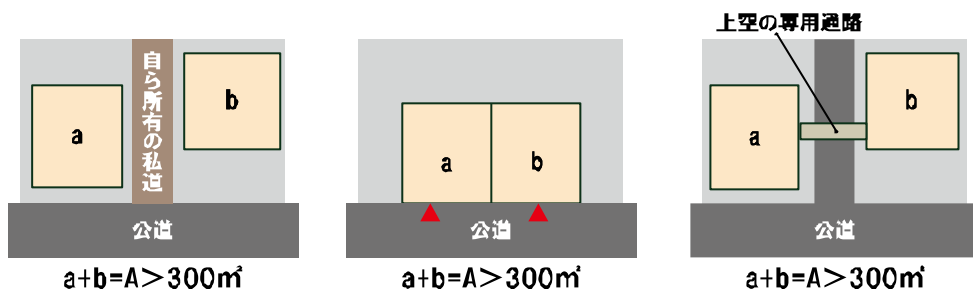
※2 「土地利用目的が一体」については、開発上敷地を分割しているか否かに関わらず、物理的な位置関係や届出者・土地所有者の状況、事業計画の一体性、開発許可による一体開発の有無、用途転換の容易性、申請を行う時期等を考慮して判断します。

例：棟ごとに複数期に分割して行われるマンションの建築、既存工場の隣への新たな工場の建築など。

※3 「形態上不可分の関係」については、物理的な形態、利用形態（機能上の関連性）により判断します。

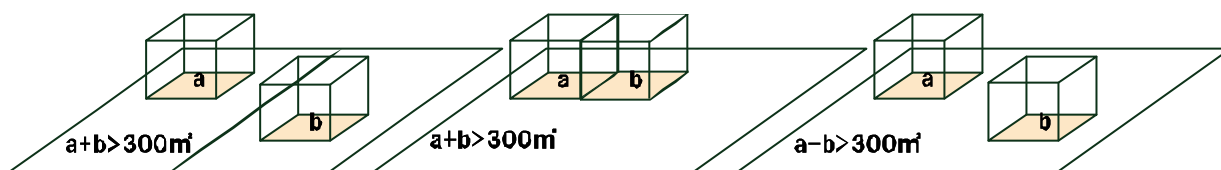
【機能上の関連性（利用形態）の判断要素の例】

項目		判断要素
物理的な形態		既存の建物と物理的に接続されているか（上空を専用通路で接続等）。
機能上の 関連性	① 管理形態	同一の会社が複数の施設を一体的に管理・運営しているか否か等。
	② 回遊性の 有無等	職員・スタッフの建物間の行き来の有無、回遊性の有無（庇の設置、通路の配置、外向きトイレの有無等）、利用者の同一性の有無等（顧客登録による管理等）。
	③ 駐車場の 共有	駐車施設等の共同利用の有無（駐車場の出入口、数、各店舗の出入口との関係、駐車場内の車路の設定状況）等。
その他	① フェンス 等の有無	敷地境界のフェンスや生け垣等の有無。
	② 物理的 状況	敷地間の高低差の有無等、敷地の物理的状況等。



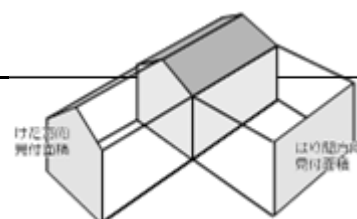
■ 建築物の増築、改築又は移転

届出の対象 となる行為	- 増築にあつては、既存建築物との延べ面積の合計が <u>300㎡</u> を超えるもの - 増築又は改築により新たに地盤面からの高さが <u>10m</u> を超えるもの
届出の対象 から除外す る行為	⇒二階建て以下の木造の戸建て住宅で、原則として既存の建築物と同種の構造のとき * 店舗併用住宅の場合は、届出の対象となります。 ⇒行為部分の床面積が 10㎡以下かつ行為後の建築物の高さが5m以下のとき



■ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出の対象 となる行為	- 上記の届出対象の建築物の外観の<u>過半</u>（建築物の屋根面の 1/2 を超えるもの又は外壁の見付面積※の 1/4 を超えるもの）を変更するもの * 変更前と全く同じ色彩に塗りなおす場合も、「色彩の変更」に該当し、届出が必要となります。
届出の対象 から除外す る行為	⇒二階建て以下の木造の戸建て住宅のとき * 店舗併用住宅の場合は、届出の対象となります。 ⇒行為部分の面積が 10㎡以下のとき



※ 見付面積：けた方向又は、はり間方向に対する垂直投影面積をいいます。

参考：建築物等の新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、色彩の変更について

[建築基準法第2条第13号関連／取扱基準]

- ◇ 新 築：建築物のない敷地（更地）に新たに建築物を建築すること。増築、改築及び移転のいずれにも該当しないもの。
- ◇ 増 築：一つの敷地内の既存の建築物の延べ面積を増加させること。同一棟、別棟を問わない。ただし、既存建築物と用途上可分の建築物を同一敷地内に建築する場合は、敷地が区分され、新築として取り扱う。
- ◇ 改 築：建築物の全部若しくは一部を除去し、又は建築物の全部若しくは一部が災害によって滅失した後、引き続き同一敷地内において、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを建築すること。
従って、建築物の用途、規模及び構造が著しく異なる建築物の建替えについては新築として取り扱う。
- ◇ 移 転：同一敷地内における建築物の移動のこと。
従って、建築物を現在の敷地から他の敷地へ移すことは移転ではなく、新しい敷地での新築又は増築となる。
- ◇ 修 繕：既存の建築物の部分に対して概ね同様の形状、寸法、材料により行われる工事。
- ◇ 模様替：概ね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等が異なるような、既存の建築物の部分に対する工事。
- ◇ 外観の色彩の変更：外壁や屋根などの色彩を変更すること。

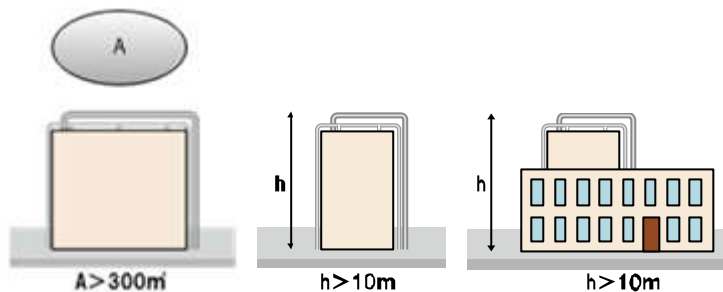
2) 工作物の新設、増設、改設若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

【届出等の対象となる工作物の例（道路標識、街路灯などの道路附帯施設は、工作物に含まれません）】

- ① 煙突、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
- ② 彫像その他これらに類するもの（ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。）
- ③ 記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
- ④ 垣（生け垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの
- ⑤ 観光用施設に設けるエレベーター、エスカレーター
- ⑥ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設
- ⑦ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ⑧ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- ⑨ 汚水又は廃水を処理する施設、ごみ焼却施設
- ⑩ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
- ⑪ 太陽光発電設備等

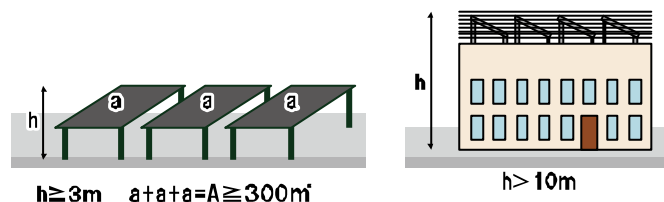
■ プラント類^{※1}その他これらに類するもの

届出の対象となる行為	・ 築造面積が <u>300 m²</u> を超えるもの（増設又は改設により新たに築造面積が 300 m² を超えるものを含む） ・ 地盤面からの高さが <u>10m</u> を超えるもの（当該工作物が建築物と一体になって設置される場合は、当該建築物との合計の高さ／増設又は改設により新たに高さが 10m を超えるものを含む） * 避雷針等の高さは含みません。 ・ 深夜（0時～4時）において、<u>恒常的に照明を点灯するもの</u>（防犯上必要なものを除く）
届出の対象から除外する行為	⇒ 増設、改設又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、行為後の工作物の高さが 5m 以下のとき



■ 太陽光発電設備等^{※2}

届出の対象となる行為	・ 地盤面からの高さが <u>3m</u> 以上のもの ・ 建築物と一体となっている場合や、建築物の屋上に設ける場合は、建築物との高さの合計が <u>10m</u> を超えるもの ・ モジュール^{※3} 面積が <u>300 m²</u> 以上のもの（増設又は改設により新たにモジュール面積が 300 m² を超えるものを含む） * 太陽光発電設備等の高さは、原則として地盤面からの高さとしします。 * 太陽光発電設備等の面積は、水平投影面積で判断します。
届出の対象から除外する行為	⇒ 増設、改設又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、地盤面からの高さ 1.5m 以下、かつモジュール面積 10 m ² 以下のとき



※1 プラント類：生産設備の類、大型機械などをいいます。

※2 太陽光発電設備等：建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「建築物」の「外観変更」に該当します。

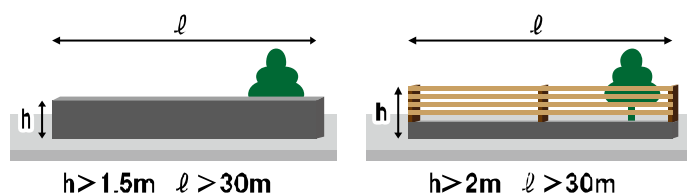
※3 モジュール：太陽電池モジュール・ソーラーパネルのことをいいます。

- 煙突、柱類その他これらに類するもの
- 電気供給、電気通信等の用途に供するもの
- 風力発電設備

届出の対象となる行為	・地盤面からの高さ <u>10m</u>を超えるもの（増設又は改設により新たに高さが 10m を超えるものを含む） ＊避雷針等の高さは含みません。
届出の対象から除外する行為	⇒電柱 ＊同一機材によるアンテナの交換や、アンテナに付随する部品の交換の際は届出不要です。

■ 塀・柵類その他これらに類するもの（生垣は、工作物から除く）

届出の対象となる行為	・補強コンクリートブロック造など、遮へい性の高い塀の場合は、高さが <u>1.5m</u> を超え、かつ 1 辺の長さが <u>30m</u> を超えるもの（増設又は改設により新たに高さが 1.5m を超えるもの、又は長さが 30m を超えるものを含む） ・視認性の高い塀・柵類その他これらに類するものの場合は、高さが <u>2m</u> を超え、かつ 1 辺の長さが <u>30m</u> を超えるもの（増設又は改設により新たに高さが 2m を超えるもの、又は長さが 30m を超えるものを含む） ＊柵、塀、擁壁の高さは、原則として地盤面からの高さとします。 ＊連続して設置された柵、塀、擁壁等の途中に門扉等がある場合は、1 辺の長さを含めます。
届出の対象から除外する行為	⇒増設、改設又は移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、長さが 10m 以下のとき ＊工事用の仮囲い等の仮設の塀や柵は、原則として届出は不要です。



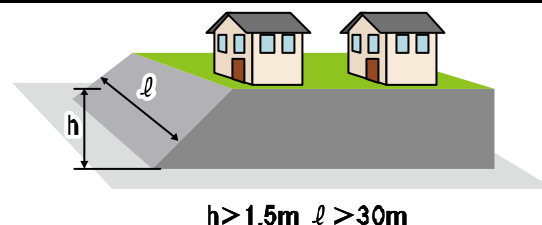
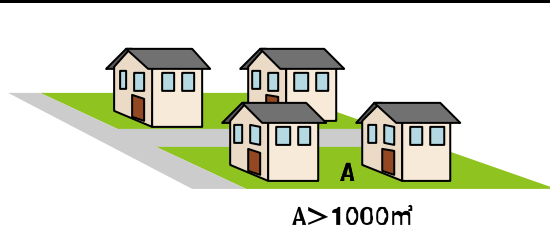
視認性の高い柵の例

■ 修繕、模様替又は色彩の変更

届出の対象となる行為	・前述の届出対象の工作物の外観の<u>過半</u>を変更するもの
------------	--

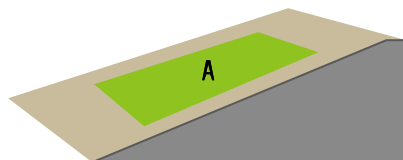
3) 開発行為（都市計画法第4条第12項）

届出の対象となる行為	・面積が <u>1,000 m²</u> を超えるもの ・当該行為に伴い高さが 1.5m を超え、かつ、延長が 30m を超える法面又は擁壁を生じるもの ＊切土により、現地盤面よりも下に法面が生じる場合も、届出が必要です。
------------	--



4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質変更

届出の対象となる行為	・面積が <u>1,000 m²</u>を超えるもの ・当該行為に伴い高さが <u>1.5m</u>を超え、かつ、延長が <u>30m</u>を超える<u>法面又は擁壁</u>を生じるもの ＊切土により、現地盤面よりも下に法面が生じる場合も、届出が必要です。 ＊工事用道路の設置等についても、届出が必要です。
------------	--



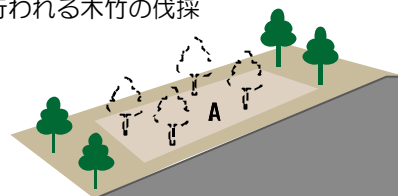
$A > 1000\text{m}^2$



$h > 1.5\text{m} \quad \ell > 30\text{m}$

5) 樹木・竹の伐採（木竹の伐採）

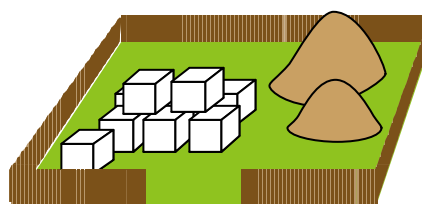
届出の対象となる行為	・当該行為に係る区域の面積が <u>1,000 m²</u>を超える樹木や竹の伐採 ・景観に配慮が必要な地区では、沿道から望見できる箇所に植栽された高さが <u>6m</u>を超える樹木や竹の伐採 ・高さが <u>10m</u>を超える樹木や竹の伐採 ＊土地利用目的が一体と認められる、若しくは用途上又は形態上不可分の関係にある2以上の区域で行為を行う場合で、当該行為に係る区域の面積の合計が <u>1,000 m²</u>を超える場合は、届出が必要です。 ＊景観に配慮が必要な地区の例は以下の通りです。 ・地域独自の生活文化を伝える文化的景観を有する地区や、伝統的民家群保存活用推進地区（福井県）など、良好な景観形成を重点的に推進する必要がある地区 ・住民が主体となって景観に関する取組みを活発に行っている地区 等 ＊「沿道から望見できる箇所の植栽」とは、原則として緑化や修景のために人為的に植えられた樹木等をいいます（農林業等により植栽されたものは除きます）。
届出の対象から除外する行為	⇒非常災害時で、応急措置が必要として行う樹木や竹の伐採 ⇒通常の管理行為、軽易な行為その他の行為 ⇒地域で伝統的に行われている祭礼等のために必要な樹木や竹の伐採 ＊通常の管理行為、軽易な行為その他の行為の例は以下の通りです（景観法第16条第7項第1号）。 ・除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採 ・枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 ・自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 ・仮植した木竹の伐採 ・測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 ・農業、林業又は漁業を営むために行う木竹の伐採（ただし森林の皆伐を除く） 等



$A > 1000\text{m}^2$

6) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

届出の対象となる行為	・地盤面からの高さが <u>3m</u>を超えるもの - 又は使用面積が <u>1,000 m²</u>を超えるもので農林漁業を営む以外に行う行為又は当該行為の期間が <u>30日</u>を超えるもの
------------	--



$A > 1000\text{m}^2$

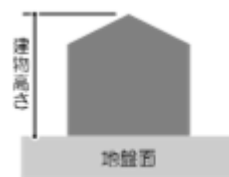
7) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）の新設、移設及び改設並びに色彩等の照明方式の変更

届出の対象となる行為	・届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が <u>60 日</u> を超えるもの ・道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が <u>60 日</u> を超えるもの ＊ 特定照明は、周囲を照らし明るくすることが目的でなく、一般の人々が見て楽しむために、投光器やLED電球等を用いて建築物の壁面や橋梁、塔、街路樹、庭園等を浮かび上がらせる演出を行う照明を対象としています。 ＊ 一定の期間（60 日）を超えて、建築物その他の工作物又は物件の外観について行うライトアップ等は、届出の対象となります。 ＊ 建築物等を直接照らさない照明でも、人目を引くために、周囲に拡散させるサーチライトやレーザー照明を用いる場合で、その期間が 60 日を超えるときには特定照明の届出対象となります。 ＊ 戸建て住宅及び当該住宅の敷地内における、営利を目的としない自家用の照明に類するものや、建築物その他の工作物又は物件の外観について行うものではないイルミネーションやプロジェクションマッピング、照明を伴う飾り等については、特定照明には該当しませんが、「屋外広告物」として届出が必要な場合があります。
------------	--



参考：建築物の高さ（建築基準法施行令第2条第1項第6号）

- ・原則としては、地盤面から屋上の突起物等を除いた最上端までの高さのことをいいます。
- ・屋上の突起物とは以下のものをいいます。
 - ⇒ 棟飾りや防火壁の突出部分
 - ⇒ 階段室やエレベーターの機械室でその面積が建築面積の 1/8 以下のもの

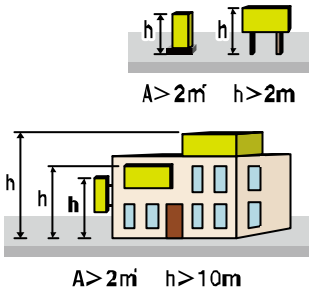


陸屋根（水平な屋根）で、 パラペットや手すりがあるとき	前面道路と高低差があるとき
建物高さ 地盤面 パラペット 建築高さは、地盤面からパラペット天端までの高さになります	建物高さ 地盤面 前面道路等と建物の建っている地盤の高さが異なる場合は、建物の建っている地盤面からの高さになります

- ・建築物の平均的な高さは以下の通りです。

2階建		3階建	
木造	RC造、鉄骨造	木造	RC造、鉄骨造
7.0m	8.0m	10.5m	11.5m

8) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更

届出の対象となる行為	・表示面積の合計が <u>2㎡</u> を超えるもの ・地盤面からの高さが <u>2m</u> を超えるもの ・建築物と一体となっている場合や、建築物の屋上に設ける場合は、建築物との高さの合計が <u>10m</u> を超えるもの  * 屋外広告物とは、「常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」で、「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」を指します（屋外広告物法第2条）。 * 内容が営利的なものも、非営利的なものも、どちらも屋外広告物に該当します。 * 単なる絵画や写真、イルミネーションやプロジェクションマッピング、照明を伴う飾り等で、営利目的と関係がないものであっても屋外広告物に該当します。 * 県内に設置される屋外広告物には、「福井県屋外広告物条例・施行規則」が適用されています。 * 「屋外広告物法」に基づく「福井県屋外広告物条例・施行規則」では、表示（設置）を禁止する場所や、表示面積・高さ等の基準が定められており、広告物を表示（設置）しようとする場合には、原則として別途、町長の許可を受けることが必要となります。				
届出の対象から除外する行為	⇒ イルミネーションやプロジェクションマッピング、その他自家用の照明に類するもので、福井県屋外広告物条例に基づく許可の申請が不要なもの ⇒ 広告期間が 30 日以内で表示等するもの ⇒ 法令の規定により表示等するもの ⇒ 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの ⇒ 国又は地方公共団体が表示等するもので、町長に協議したもの ⇒ 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの ⇒ 自家用広告物^{※1}、自己管理広告物^{※2}で、次表の要件に適合するもの <table border="1" data-bbox="405 1379 1375 1527"> <tr> <td>禁止地域</td><td> ・ 1 敷地につき、総表示面積が 5㎡ 以内 ・ 自家用広告物の許可基準を満たすもの </td></tr> <tr> <td>許可地域</td><td> ・ 1 敷地につき、総表示面積が 10㎡ 以内 ・ 自家用広告物の許可基準を満たすもの </td></tr> </table> ⇒ 工事現場の仮設の囲いに表示する広告物（宣伝の用に供するものを除く） ⇒ 冠婚葬祭、祭礼等のため表示（設置）する広告物で、表示（設置）の期間が 1 ヶ月以内のもの ⇒ 講演会、展覧会、音楽会等のため会場の敷地内に表示（設置）する広告物 ⇒ 鉄道の車両又は自動車に表示する広告物 ⇒ 人、動物、船舶等に表示される広告物 ⇒ 地方公共団体又は自治会等が設置した公共掲示板に表示される広告物	禁止地域	・ 1 敷地につき、総表示面積が 5㎡ 以内 ・ 自家用広告物の許可基準を満たすもの	許可地域	・ 1 敷地につき、総表示面積が 10㎡ 以内 ・ 自家用広告物の許可基準を満たすもの
禁止地域	・ 1 敷地につき、総表示面積が 5㎡ 以内 ・ 自家用広告物の許可基準を満たすもの				
許可地域	・ 1 敷地につき、総表示面積が 10㎡ 以内 ・ 自家用広告物の許可基準を満たすもの				

※1 自家用広告物：自己の氏名・名称、事業内容等を表示するため、自己の事業所等建物の敷地に表示（設置）する広告物をいいます。

※2 自己管理広告物：自己の土地又は物件を管理するため表示（設置）する広告物をいいます。

第3章 景観形成基準の解説

(1) 建築物・工作物

共通基準	
◆	建築等の行為を行おうとする場所の景観類型や、地区・地形の特性、周辺の土地利用や地域のまちづくりの方向を踏まえ、将来の望ましい地区景観を先導する役割を担う形態や意匠とすること。
◆	本町の良い景観は、現在及び将来にわたる住民共通の資産であるという認識のもと、建築物等の形態や意匠、色彩、素材などに十分配慮し、 周辺景観との調和を図る こと。
◆	行為を行う場所の周辺（近景）だけでなく、展望台や洋上、主要な道路や公園等からの、中景・遠景の良い眺望景観の維持・保全に配慮すること。

基本的な考え方

□ 周辺景観との調和を図りましょう。

建築等の行為を行おうとする場所の類型別景観形成方針や、地区別景観形成方針に配慮し、建築等の行為を行おうとする場所の景観特性を活かした景観づくりを行ってください。

個別の景観形成基準を守ることも大切ですが、中景・遠景といった広域的な視点から、その周辺を含めた景観特性の維持、向上を重視します。



(参考出典：みてすぐわかる日本地理／武井明信／武井正明／三省堂)

(2) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転

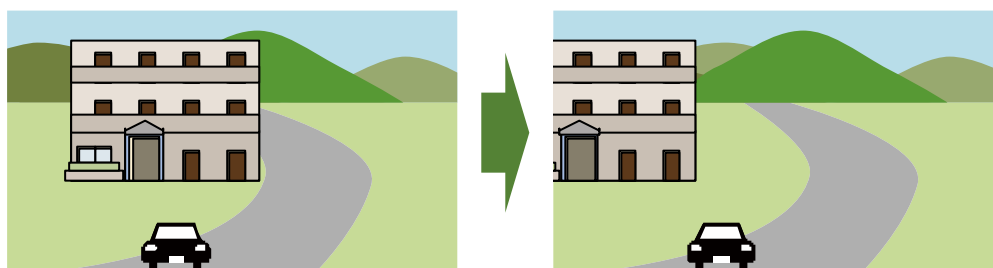
① 敷地内における位置（配置）

景観形成基準	景観推奨基準
○ 隣接する道路や周辺の公園、広場等から眺望できる海や山、広がりのある農地など、周辺の良好な景観への見通しを確保できる配置とする。 ○ 敷地に余裕がある場合は、周囲のまちなみや通りを行く人に圧迫感や威圧感を与えないよう、沿道に面した敷地境界からできるだけ後退し、ゆとりを持たせた配置とするとともに、後退した敷地の沿道に面した部分には、積極的に修景・緑化を施す。 ○ 劔神社の門前など、壁面の位置がそろっている個所では、隣接する建築物等と壁面の位置をそろえるなど、家並みの連続性に配慮した配置とする。 道路に面して駐車スペースを設ける場合など、壁面の位置をそろえることが難しい場合は、道路境界部周辺の舗装を工夫したり、植栽、塀等に修景を施すなど、周辺の景観に配慮する。	◎ 沿道に面して広い間口を有する建築物等については、ゆとりある道路空間の創出のため、原則として敷地境界から2m以上後退させる。 やむを得ず、2m以上後退できない場合は、沿道の建築物の高さ（H）と、前面の空間の幅（D）との比が、1以上となるよう、できるだけ後退させるとともに、後退した敷地について積極的に修景・緑化を施し、良好な景観の形成に努める。

基本的な考え方

□ 周辺の良好な景観への見通しを確保しましょう。

- ・背景となる山並みの稜線など、良好な眺望への見通しを確保しましょう。
- ・敷地内の既存の建築物や工作物だけでなく、周辺の地形や建築物などについても十分考慮して配置しましょう。



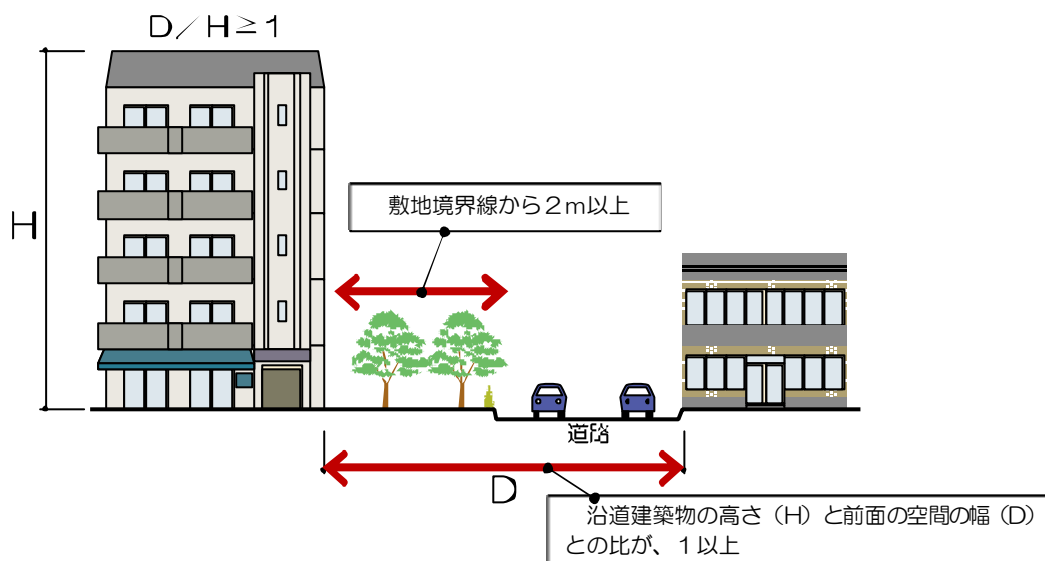
背景となる山並み等、良好な景観への眺望を確保しましょう

□ 敷地境界線からできるだけ多く後退しましょう。

特に沿道に面した敷地境界からは、**できるだけ後退させましょう。**

- ・建築物などの配置は、周辺の景観にも大きな影響を与えるものです。周辺に威圧感を与えないようにするため、沿道建築物の高さ（H）と前面の空間の幅（D）との比が1以上となるよう配慮しましょう。原則として敷地境界線から2m以上壁面を後退させるものとし、2m以上の壁面後退が困難な場合は、建築物の形態やデザイン、植栽などを工夫し、周辺の景観に威圧感や圧迫感を与えないように配慮しましょう。

- 集合住宅など、周辺の建築物よりも大規模な建築物の建築等を行う際には、威圧感・圧迫感を与えないよう敷地境界線からできるだけ多く後退させましょう。
- 後退した敷地の舗装を工夫したり、敷地境界部を修景するなど、潤いのあるまちなみの創出に配慮しましょう。



□ その建物の「顔」となる、正面部の演出に配慮しましょう。

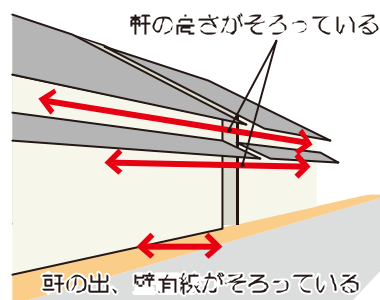
- 建物の正面部は、その建物の「顔」となる重要なところです。また道行く人にとっても特に目の行く部分であり、特別な配慮を必要とします。隣接する道路等の景観と同一視野上に在ることに配慮するとともに、その正面性を活かした、個性の感じられる演出を工夫しましょう。



正面部の演出緑化の例

□ 家並みの連続性に配慮しましょう。

- 家並みの連続性を保つため、周辺の建築物などの壁面線にあわせた形態、意匠としましょう。
- 伝統的な様式の建築物などが概ね2棟以上連続して通りに面している場合は、それらの歴史的な景観の連続性に配慮しましょう。伝統的な様式の建築物などが、通り沿いに1棟しかない場合においても、「福井の伝統的民家」に指定されているなど、景観上特に重要であると判断される場合は配慮が必要です。



壁面線がそろった家並み



駐車スペースを確保しながらも、門や塀の設置により、通りの連続性に配慮している例



駐車スペースを確保しながらも、植栽や舗装の工夫により、潤いのあるまちなみの創出に配慮している例

② 外観

	景観形成基準	景観推奨基準
高さ	○ 周辺の建築物等の高さから突出しない、 調和のとれた高さ とする。	◎ 主要道路等の公共空間から、背景となる樹林地の樹冠や山並みのラインへの眺望を妨げない高さとする。 ◎ 海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮する。
形態・意匠	○ 威圧感や圧迫感を感じさせない、 周辺環境と調和したまとまりのある意匠（デザイン） とする。 ○ 周辺に恵まれた自然環境が残る地域や、伝統的な様式の建築物が残る地域では、勾配屋根とするなど、周辺と調和する形態とする。 ○ 海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮した形態・意匠とする。 ○ 前面の道路の幅員が狭く、沿道から棟の高さが確認しづらい箇所では、歩行者の視線を意識し、軒や庇の出や高さに統一感を持たせる。	◎ 建築物の正面や1階部分のデザインに特に留意し、表情豊かな、景観の質を高めることのできる意匠を工夫する。 ◎ 「伝統的民家群保存活用推進地区（福井県）」など、周辺に伝統的な様式の建築物がある箇所では、切妻※ ¹ の勾配屋根や白漆喰の真壁※ ² などの、周辺に古くからある建築物等の意匠を活かす。 ◎ 劔神社の門前など、平入※ ³ の家並みが連続している箇所では、隣接する建築物等と軒の向きや出をそろえるなど、家並みの連続性に配慮した意匠とする。
壁面	○ 長大な壁面はできるだけ避け、分節したり、陰影をつけるなど、外壁や開口部等の意匠を工夫することで、 周囲に圧迫感を与えない よう配慮する。	

基本的な考え方

□ 建物の高さは、周辺の建築物等の高さとの調和に配慮しましょう。

- ・周辺のまちなみや背景となる山並みのラインから突出しない高さにしましょう。



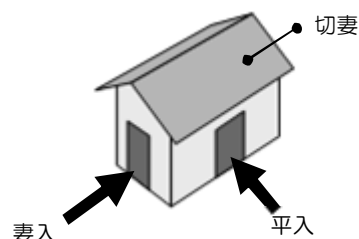
□ 周辺の景観との連続性や統一感に配慮し、まとまりのある意匠としましょう。

- ・建築物の形態や壁面や開口部の意匠、色彩や素材等は、周辺の建物のデザインとつながりを持たせ、違和感のないものにしましょう。

※1 切妻：屋根形状の一例。屋根の最頂部である棟から地上に向かって二つの傾斜面が山形の形状をした屋根のことをいいます。

※2 真壁：古くから日本の建築に用いられてきた壁のつくりで、柱や梁などの建物の軸組が表面に見える壁のことをいいます。

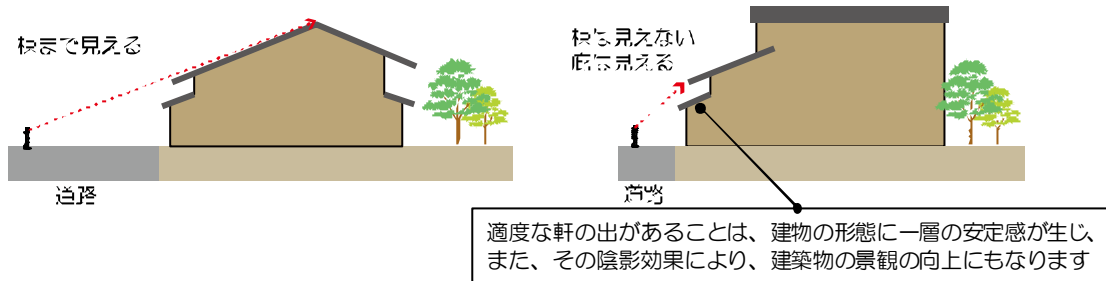
※3 平入：屋根の面に対して、水平の壁に入口を持つものをいいます。対して、屋根の面からみて、横の壁に入口を持つものを「妻入」といいます。



- ・見た人が不安を覚えるような鋭角的な形状や、周辺の景観から浮いて見えるような曲線を多用した形状は、原則として避けましょう。ただし特徴的な形状であっても、周辺の環境から突出した印象を与えるものでなく、新しい景観の特徴となり得るものについては、その限りではありません。
- ・以上のように、周囲の景観への配慮を十分に検討して頂くことが重要ですが、景観の調和を図りつつあくまでも住み良い環境をつくることを目指しましょう。

《屋根》

- ・既存の和風のまちなみとの調和に配慮し、原則として勾配のある屋根としましょう。また、屋根の向きの統一に努めましょう。特に劔神社の門前など、伝統的な形態の家並みが連続している個所では、連続性を乱さないよう配慮しましょう。
- ・前面の道路の幅員が狭く、沿道から棟の高さが確認しづらい箇所では、歩行者の目線を意識し、軒や庇の出や高さに統一感を持たせるようにしましょう。



伝統的な勾配屋根の家並みの例



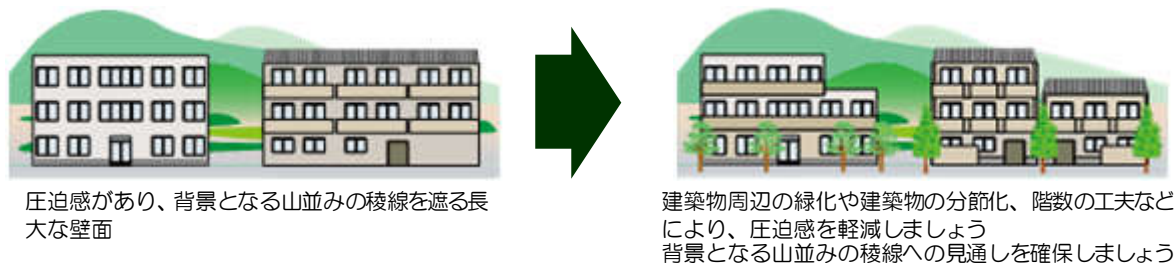
屋根向きが揃った家並みの例



軒の出がそろった家並みの例

□ 周囲に圧迫感を与えないよう、壁面の意匠に配慮しましょう。

- ・長大な壁面等は、適切な緑化や外壁や開口部の形状、色彩、素材などの意匠を工夫することで、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺の景観との調和を図りましょう。



長大な壁面が単調にならないように同系色の色彩を組み合わせている例



長大な壁面にならないように壁面を分節化し、色彩の組み合わせを工夫している例



単調な壁面にならないように曲線を用いたデザインとし、通りに面した部分を緑化している例

	景観形成基準	景観推奨基準																		
色彩	○ 周辺環境との調和に配慮し、落ち着いた色彩を用いる。 ○ 彩度の高い色彩を用いる場合は、外壁、屋根等の見付面積の1/10以下とする。 ○ けばけばしい色彩の組み合わせを避けるとともに、使用する色数を減らし、バランスのよい色の組み合わせや使い方を工夫する。 【高彩度の色彩の例】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の 色相</td><td>-</td><td>7以上</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>-</td><td>5以上</td></tr> </tbody> </table> * 色彩については、マンセル表色系を用いて数値基準を定めるものとする(JIS Z 8721)。 * 木材、石材等の自然素材を使用する場合はこの限りではありません。また、宮崎地区のハナミズキ通り沿道など、「炎をくぐった土の色」を用いた建築物等が周辺にある場合は、周辺環境や「炎をくぐった土の色」と調和のとれた色彩を用いることができます。 * タイル、レンガ、石板などは、自然素材に近い色合いや質感を演出できる素材ですが、製品により幅があり、上記の色彩基準に配慮する必要があります。 ○ 太陽光発電設備のパネル等は、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とする。 * パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。	色相	明度	彩度	R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の 色相	-	7以上	上記以外	-	5以上	◎ 地域において伝統的に用いられてきた色彩を意識すること。 ◎ 外壁の基調となる色は、できる限り以下の推奨色を用いる。 【推奨色】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相</td><td>3以上 6以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>無彩色</td><td></td><td>—</td></tr> </tbody> </table> 炎をくぐった土の色 (宮崎地区のハナミズキ通り沿道に限る) * 色彩については、マンセル表色系を用いて数値基準を定めるものとする(JIS Z 8721)。 ◎ 太陽光発電設備のパネル等の色は彩度2以下とする。 ◎ 太陽光発電設備等の付属設備についても、できる限り周辺景観と調和した色彩を用いる。	色相	明度	彩度	R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上 6以下	4以下	無彩色		—
色相	明度	彩度																		
R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の 色相	-	7以上																		
上記以外	-	5以上																		
色相	明度	彩度																		
R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上 6以下	4以下																		
無彩色		—																		

参考：マンセル表色系について

- マンセル表色系では、色相、明度、彩度の3つの属性で色を表示します。

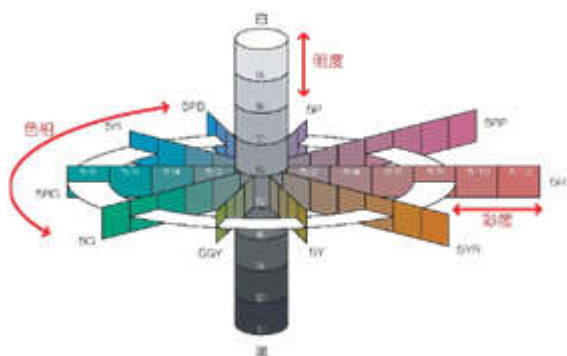
色相 R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)の5つに、中間色相のYR、GY、BG、PB、RPを加えた10色相に分かれ、1から10の数字で表示されます。

明度 黒を0、白を10として、その間を感覚的に等しい段階に分けています。色票では、明度は1～9.5の数字で表示されます。

彩度 無彩色を0として、色の鮮やかさが高まるに従ってその数値は大きくなります。色相によって彩度の最大値が異なり、最も鮮やかな赤は彩度14程度になります。

マンセル表示の読み方

有彩色は色相、明度／彩度を組み合わせて、無彩色はニュートラルを表すNと明度を組み合わせて表記します。



2.5R4/10(色相2.5R、明度4、彩度10)
N8(無彩色、明度8)

基本的な考え方

□ 周辺のまちなみや背景となる山並み等の景観に馴染む、落ち着いた色彩を用いましょう。

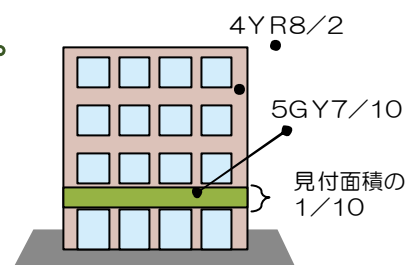
- ・建築物等の基調となる色彩は、空や樹木の緑、土や水などの自然の色と馴染みやすい、暖色*系の低彩度色を基調とします。
- ・伝統的な漆喰壁の白や屋根瓦の銀ねず色、格子に塗られたべんがら色等、地域で伝統的に用いられてきた慣例色や、これらの色彩との調和に配慮した色彩を使用しましょう。
- ・勾配屋根を設置する場合は、外壁色と同様に落ち着いた色調とし、過度に明るい色彩は避けましょう。
- ・企業カラーについては、他都市において配慮していただいている事例が多く見られます。用いる場所や面積を変更するなどの工夫により、周辺の景観との調和にご配慮くださいますようお願いします。



地域において伝統的に用いられてきた色彩の例

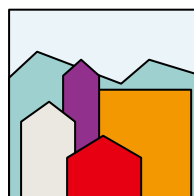
□ 彩度の高い色彩は、面積を限定して使用しましょう。

- ・周辺の景観とのコントラストの強い、彩度の高い色彩の使用は、原則として避けましょう。
- ・彩度の高い色彩を用いる場合は、原則として周辺の眺望に大きな影響を与える中高層部（概ね3階以上）への使用を避け、低層部に限定しましょう。
- ・外観を特徴づける目的で用いる強調色として高彩度の色彩を用いる場合は、その必要性を精査しながら、色彩表現が過剰にならないよう配慮しましょう。
- ・「真っ白」や「真っ黒」といった周囲の色彩とのコントラストの強い色彩は、まちなみに違和感や圧迫感を与えるため、避けるようにしましょう。

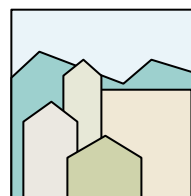
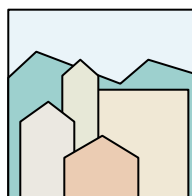


□ 色彩を組み合わせる場合は、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮しましょう。

- ・複数の色彩を組み合わせる場合は、周囲の景観に馴染みにくい、目立つ色の組み合わせを避け、周辺の景観や建築物等の基調となる暖色系の低彩度色との調和に配慮しましょう。
- ・周辺の景観との差異が大きな色彩の組み合わせを避けるとともに、バランスのよい色の組み合わせや使い方を工夫しましょう。



個々の建物が目立とうとすると、まちなみが雑然となります



色相やトーンを一定の範囲にそろえることにより調和したイメージが感じられます

参考：配色について

※基本的な割合は目安であり、デザインなどにより色数や面積比は変化します。

基調色 ベースカラー	・最も大きな面積を占め、イメージ全体を左右する ・個性の強すぎない物を選ぶのが一般的	基本的な割合は、全体の約 70%
副調色 サブカラー	・基調色と強調色の間を調和させ安定感を与えるために落ち着いた色を選ぶのがよい	基本的な割合は、全体の約 25%
強調色 アクセントカラー	・小さな面積に用いて全体を引き締めるために使う ・単調になりすぎた配色に変化や動きを与えるため、比較的ハッキリした色を選ぶとよい	基本的な割合は、全体の約 5% 未満

※ 暖色：暖かい感じを与える色、赤・橙・黄の系統の色をいいます。（対義語→寒色）

	景観形成基準	景観推奨基準
素材	○ 汚れやすい素材や退色しやすい素材を避け、自然素材など、耐久性があり、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材の使用に努める。 ○ 冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材、蛍光の素材など、周囲の自然景観から際立って見える※素材の使用は必要最小限とし、使用する位置や量等に十分配慮する。 ○ 太陽光発電設備等のパネルは、低反射でできるだけ模様が目立たないものとする。	◎ 自然景観に恵まれた地域や周辺に伝統的建築物等が残る地域などにおいては、なるべく周辺の伝統的な様式の建物と同様に木材、土、ヨシ、石などの自然素材を用いる。 ◎ 眺望の対象となる集落等では、できるだけ勾配のある銀ねず色の越前瓦葺とする。 ◎ 宮崎地区では、ハナミズキ通り沿道の既存の公共施設等に用いられた陶板を推奨素材とする。

基本的な考え方

□ 耐久性及び耐候性に優れ、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材を使用しましょう。

- ・建築物などの外構部の素材は、建築物そのものの印象や周辺のまちなみ景観に大きな影響を与えるものです。長期にわたり景観の一部を構成する要素となることから、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用しましょう。
- ・古くから周辺の伝統的な様式の建物に用いられてきた木材、土、ヨシ、石など、経年変化により景観に魅力と風格を与える素材を積極的に使用しましょう。

□ 周囲の自然景観から際立って見える素材の使用は必要最小限としましょう。

- ・アルミやステンレス、ガラスなどの反射性や光沢性のある素材を壁面などの大部分にわたって使用することは原則として避けましょう。



伝統的な様式の建築物の例



伝統的な様式の建築物の家並みの例



勾配のある銀ねず色の越前瓦葺の建物の例



自然素材を用いた建築物の例



屋根と一体的に感じられる太陽光発電設備のパネルの例



陶板を使用したハナミズキ通りの公共施設の例

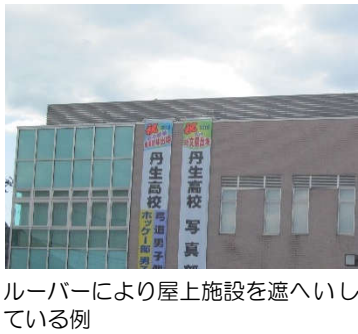
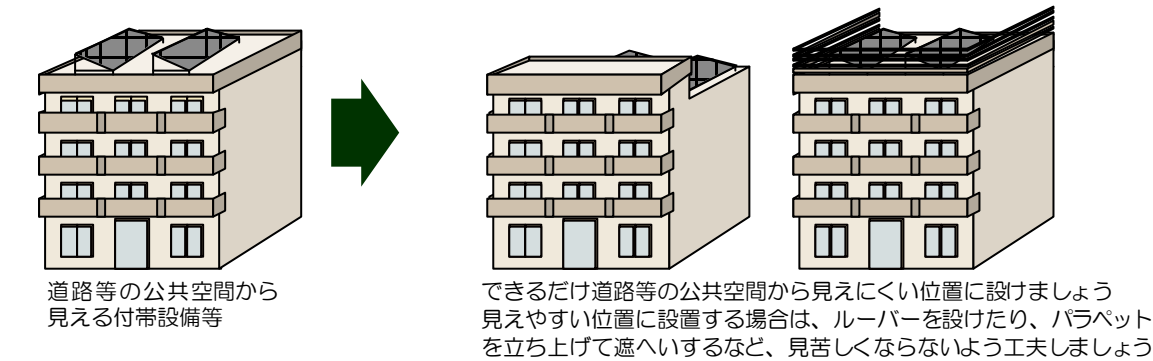
※ 際立って見える：周囲のものとははっきりした違いがあって、ひときわ目立って見えることをいいます。

	景観形成基準	景観推奨基準
付帯設備 備・給水設備・アンテナ等 室外機・外付け階段・太陽光発電設	○ 給水設備やアンテナ、太陽光発電設備など、屋上に設ける設備は、道路等の公共空間からできるだけ見えにくい位置に設置する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、目隠し等により、できるだけ遮へいする。 ○ エアコンの室外機や外付け階段、配管等、壁面に設ける設備は、建築物本体と一体的に感じられるデザインとする。これが困難な場合は、目隠し等により、できるだけ遮へいするなど、周辺の景観との調和に配慮する。	◎ エアコンの室外機等については、目隠し等により、できるだけ遮へいする。 ◎ 集合住宅等の物干し場は、主な道路等から干し物が見えにくくなるような配置や構造とする。

基本的な考え方

□ 給水設備やアンテナ、太陽光発電設備など、屋上に設ける設備は、道路等の公共空間からできるだけ見えにくい位置に設置する、あるいは一体化するなど、見苦しくならないよう工夫しましょう。

- ・屋上設備等は、なるべく道路等の公共空間から見えない位置に設置しましょう。道路等から見える位置に設置する場合は、ルーバーで遮へいするなどの景観的な措置を講じることで、建物本体や周辺景観との調和を図りましょう。遮へいする際も、周辺の建物の上部の形態に配慮し、スカイラインを乱さないよう配慮しましょう。
- ・遮へいが難しい場合は、構造を共有させたり、なるべくすっきりとした形態にするなど、見苦しくならないよう配慮しましょう。また、なるべくまとめて設置しましょう。



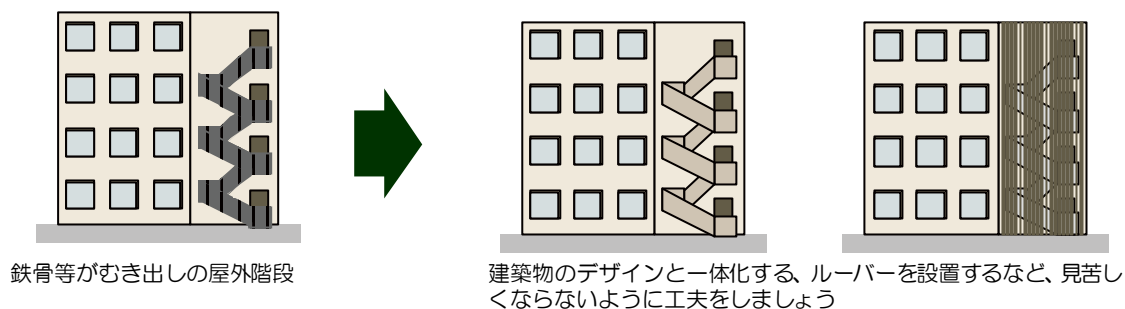
□ エアコンの室外機や外付け階段、配管等、壁面に設ける設備は、建築物本体と一体的に感じられるデザインとする、あるいは目隠し等により適切に遮へいしましょう。

- ・エアコンの室外機や外付け階段、配管等、壁面に設ける設備は、建物の外壁の素材や色彩との調和に配慮し、一体的にデザインしましょう。一体的にデザインすることが難しい場合は、ルーバーを用いた目隠しなどにより、過度な露出を避けるよう配慮しましょう。
- 又は道路等の公共空間から見えにくい位置に設置しましょう。

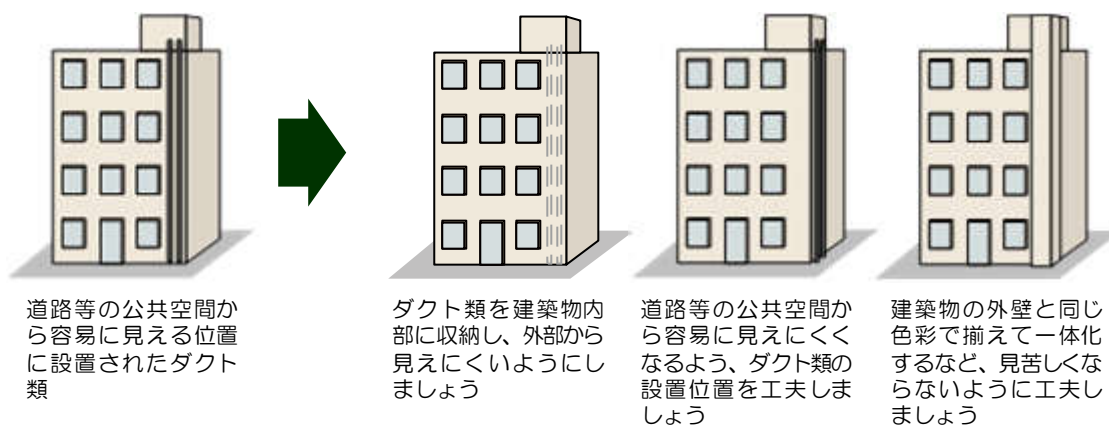
《エアコンの室外機》



《外付け階段》



《配管等》



エアコンの室外機などの建築設備や洗濯物などが見えないようベランダの意匠を工夫している例



屋外階段を外壁と同じデザインで揃え、建築物との一体性をもたせている例



給排水管（雨どい）の色彩を外壁と揃えて目立ちにくくしている例

	景観形成基準	景観推奨基準
駐車場・屋外付属設備等	○ 駐車場や車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の屋外付属施設は、原則として道路等の公共空間から見えにくい位置に設ける。 これが困難な場合は、その周囲の緑化や修景、目隠し等により、周辺の景観との調和に配慮する。 ○ やむを得ず沿道から見える位置に車庫やカーポート等の設備を設ける場合は、周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した壁面の位置とし、色彩や素材を工夫するとともに、舗装材の選択や周囲の緑化等により、景観的な演出をする。	◎ 宮崎地区のごみ集積所など、地区全体で設備のデザインを統一している場合は、原則としてそのデザインを踏襲する。
外柵や塀、門柱・門扉	○ 外柵や塀、門柱・門扉は、建築物本体と調和するよう、その配置や形態・色彩を工夫するとともに、周辺の集落と調和するよう配慮する。	◎ 周辺に伝統的建築物等が残る地域などにおいては、周辺の伝統的な様式の建物との調和に配慮した形態・意匠・色彩とするとともに、木材、土、ヨシ、石などの自然素材を用いる。

基本的な考え方

□ 駐車場や屋外付属施設は、道路から見えにくい位置に配置しましょう。

道路から見える場所に配置する場合は、植栽による修景を施したり、建築物や塀と一体化を図るなど、良好な景観の形成に配慮しましょう。

- ・ 駐車場、駐輪場、ゴミ集積所など景観阻害要素となる恐れのある施設は、できるだけ道路等の公共空間から見えにくい位置に設けましょう。やむを得ず道路から見える位置に配置する場合は、道路沿いを中心に中高木による遮へいの植栽を施したり、建築物や塀と一体化を図るなど工夫しましょう。
- ・ 駐車場等の周囲にフェンス等を設ける場合は、フェンスの外側に植栽を施し、緑化に努めましょう。また、大規模な駐車場では、駐車場内に高木を植えましょう。



ごみ置き場や自転車置き場を建築物本体と同じデザインで目立ちにくくしている例



敷地の前面に植栽を設けて駐車場を見えにくくしている例



地区全体でデザインが統一されている宮崎地区のごみ集積所

□ 外柵や塀、門柱・門扉等を設ける場合は、建築物本体との調和に配慮するとともに、周辺の集落景観との調和に配慮しましょう。

- ・周辺景観及び敷地の状況に配慮し、調和の得られる形態及び意匠としましょう。
- ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観及び敷地内の状況との調和が得られるものとしましょう。
- ・伝統的建築物等が残る地域においては、地域内の伝統的民家の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀、自然石積みなど、自然素材を用いたものにしましょう。

これにより難しい場合は、これらを模したものを使用しましょう。

自然素材の多くは、使用経年変化によって風合い・味わいが増していきます。自然素材を模した人工的な素材を併せて用いた場合は、使用経年変化による劣化等により、景観上の大きな差が生じないように配慮しましょう。



伝統的な建築物と調和した塀の例



伝統的な建築物との調和した竹垣の例



周辺の景観や敷地内の建築物に馴染んだ高さを抑えた生垣と石垣の例

	景観形成基準	景観推奨基準
緑化	○ 敷地内のオープンスペースや建築物の前面等は、緑化や花きによる修景を施す。特に道路等の公共空間に面した箇所については、建築物、敷地の規模、道路等の公共空間からの見え方に配慮しながら、より積極的に緑化する。 ○ 緑化にあたっては、敷地内の建築物等の規模や周辺の景観との調和に配慮するとともに、修景・遮へいなど、その目的に即した配置、樹高とする。 ○ 周辺植生と調和した樹種を選択する。 ○ 敷地内の樹木等は、適切に管理すること。	◎ 緑化は、通りを行く人から目につきやすい道路等の公共空間に面した箇所を中心に行うものとし、敷地の20%以上の緑化スペースを設け、緑視率の向上に努める。 ◎ 敷地内に大径木や樹林等がある場合は、できるだけ保存し、この活用を努める。

基本的な考え方

□ 敷地内のオープンスペースや建築物の前面等の景観の向上に努めましょう。

- ・道路の通行人にとって沿道の建築物の正面部は、その道路景観を印象づける重要な部分となります。この正面部に緑化や花きによる演出を施し、建築物の「顔」としてのイメージアップや一体的な道路景観の形成に取り組みましょう。

□ 周辺の景観との調和に配慮しつつ、目的に併せた樹木の配置及び構成を工夫しましょう。

- ・緑化を図る地域、敷地内における位置、建築物の高さやボリュームなどを考慮し、緑化の目的を果たすことのできる、バランスのとれた植栽となるよう工夫しましょう。
- ・樹木の配置や構成は、通りからの視線に配慮しながら検討しましょう。特に道路に面する部分の緑化に努めましょう。
- ・敷地の周辺に公園や寺社、農地などのまとまった緑がある場合は、連続した緑を形成するように植栽を配置しましょう。また隣接する敷地との境界部分も必要に応じて緑化しましょう。

□ 周辺植生と調和した樹種を用いましょう。

- ・樹種の選定に当たっては、緑化の目的に見合う樹形や樹高、樹木の性質などを十分考慮するとともに、その地区の自然植生※¹を目安に、周辺植生との調和に配慮しましょう。
また、花や紅葉などの四季の変化に配慮するとともに、外来種※²の採用はできるだけ避けましょう。
- ・敷地内における樹木の樹姿・樹勢が特に優れたものは、できる限り修景に生かせるよう建築物などの配置を工夫しましょう。

□ 適切に管理しましょう。

- ・竣工時はもちろんのこと、10年後、20年後、50年後の景観がより良いものとなるよう、敷地内の樹木や植栽を適切に管理しましょう。



正面部の演出緑化の例



建築物のエントランス部に緑化スペースを設けている例



開放感のある植栽で、まちなみにうるおいを与えている例



住宅地において、道路側に生け垣や前栽の緑を配置することでまちなみにうるおいを与えている例



大規模な工場の周囲に植栽を行うことで、建築物の圧迫感を和らげ、まちなみにうるおいを与えている例



駐車場に緑化ブロックを用いている例

※1 自然植生：その地区の土地の環境の下に、古くから成立している植生のことをいいます。

※2 外来種：もともとその地区にいなかったのに、人間の活動によって他の地区から入ってきた生物のことをいいます。

③ 照明設備

景観形成基準	景観推奨基準
○ 不快感を与える過度な点滅照明や、サーチライトや投光器等による光漏れなど過剰な演出照明をできる限り避ける。 ○ 暖かみや落ち着きのある光源の使用や、周辺景観に合った夜間景観の演出効果が高い照明方法に配慮する。	◎ 市街地では、エントランス周辺に灯りを確保するなど、夜間における快適な都市景観の演出に努める。

基本的な考え方

□ 過剰な演出照明はできる限り避け、周辺景観に合った夜間景観の演出に配慮しましょう。

- ・照明器具等を設ける際は、過度な点滅照明や上部へのサーチライト、投光等の使用を避け、光害などの環境への影響に配慮しましょう。
- ・外壁面へのライティングや閉店後の店舗等のショーウィンドウなどにより、夜間景観の演出を行う際は、光源の色や照射する光の範囲等に配慮し、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努めましょう。



過度な点滅照明や上部へのサーチライト、投光器等



過度な照明を避け、適切な照明器具を用いた夜間景観の創出の例（点滅照明や上部へのサーチライト、投光器の使用は避ける）



温かみのある光のショーウィンドウの演出の例



光を活かしたイベントの例
「水仙岬のかがやき」



海岸沿いならではの夜間景観の例
「漁火」



上部への配光を抑えた照明器具の例
（パナソニック電工株式会社カタログより）

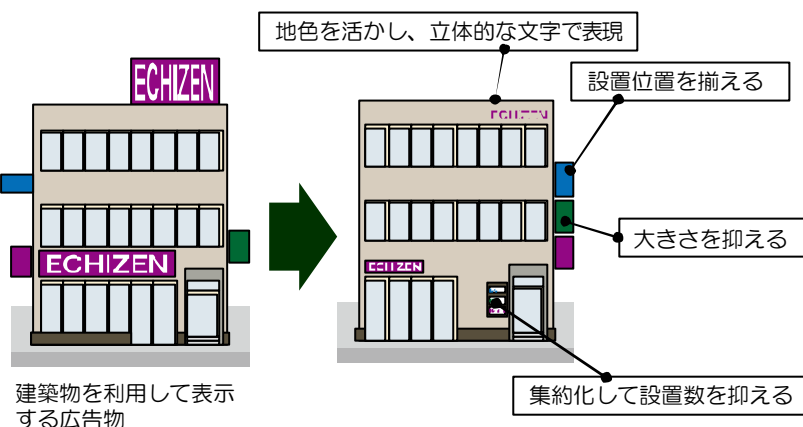
④ 屋外広告物

景観形成基準	景観推奨基準
○ 建物に付帯する広告物（屋上広告、突出広告、壁面広告等）を設置する場合は、建物と一体感を持たせるデザインにし、広告物全体の数や表示面積を減らすように努める。 ○ 広告物はできるだけ壁面に設置し、屋上・屋根看板は設置しないよう配慮する。 ○ 「福井県屋外広告景観ガイドライン」を参考に設置すること。	◎ 広告物を設置する場合は、背景となる山並みや田園・集落などが作り出す良好な景観との調和に配慮した高さ、表示面積、設置位置とするとともに、同一敷地への複数の広告物設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努める。 ◎ 広告物に用いる色彩は、地色※に彩度の低い色を用いるなど、周辺の景観との調和に配慮するとともに、市街地では、まちのにぎわいや楽しさを演出する要素となるよう努める。

基本的な考え方

□ 屋外広告物は、建物デザインと一体感を持たせるように工夫しましょう。

- ・建築物を利用して表示する屋外広告物は、地色を建物と同系色にし、立体的な文字で表現したり、設置位置を揃えるなど、建物と一体的に見せるようにしましょう。
- ・設置数は、必要最小限に抑えましょう。



（３）建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

景観形成基準
○ 建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替については、それぞれ該当する建築物等に係る形態、意匠、色彩及び素材に関する基準に配慮します。 ○ 建築物等の色彩の変更については、それぞれ該当する建築物等に係る色彩に関する基準に配慮します。
参照： P19～ （２）建築物の新築、増築、改築若しくは移転 ② 外観（形態・意匠、色彩）

※ 地色：下地の色のことをいいます。

(4) 工作物の新設、増設、改設若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

1) プラント類その他これらに類するもの

【プラント類その他これらに類するものの例】

- ・ 記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
- ・ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- ・ 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- ・ 汚水又は廃水処理する施設、ごみ焼却施設
- ・ 観光用施設に設けるエレベーター、エスカレーター
- ・ 彫像その他これらに類するもの（ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く）
- ・ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設等

① 敷地内における位置（配置）

景観形成基準	景観推奨基準
○ 隣接する道路や周辺の公園、広場等から眺望できる海や山、広がりのある農地など、周辺の良好な景観への見通しを確保できる配置とする。 ○ 敷地に余裕がある場合は、周囲のまちなみや通りを行く人に圧迫感や威圧感を与えないよう、沿道に面した敷地境界からできるだけ後退し、ゆとりを持たせた配置とするとともに、後退した敷地の沿道に面した部分には、積極的に修景・緑化を施す。	◎ ゆとりある道路空間の創出のため、原則として敷地境界から2m以上後退させる。 やむを得ず、2m以上後退できない場合は、できるだけ後退させるとともに、後退した敷地について積極的に修景・緑化を施し、良好な景観の形成に努める。

基本的な考え方

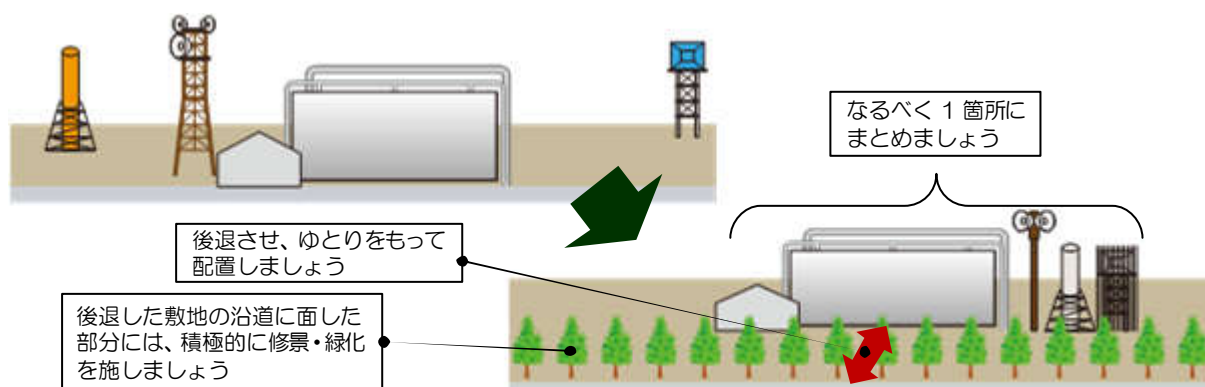
参照： P17 (2) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転 ① 敷地内における位置（配置）

□ 沿道に面した敷地境界からできるだけ後退し、ゆとりのある配置にしましょう。

- ・ 工作物などは周辺の景観に圧迫感や威圧感を与えることがないよう、できる限り敷地境界線から後退させましょう。特に道路等の公共空間に接する敷地境界線からはできる限り大きく後退し、建築物などの威圧感・圧迫感を軽減するだけでなく、ゆったりとした道路景観の形成に配慮しましょう。

また、同一敷地内に複数の工作物などが設置される場合は、なるべく1箇所にまとめ、すっきりとした景観となるよう配慮しましょう。

その他、それぞれ該当する項目をご参照ください。



② 外観

	景観形成基準	景観推奨基準									
高さ	○ 周辺の建築物等の高さから突出しない、調和のとれた高さとする。	◎ 主要道路等の公共空間から、背景となる樹林地の樹冠や山並みのラインへの眺望を妨げない高さとする。 ◎ 海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮する。									
形態・意匠	○ 周辺に恵まれた自然環境が残る地域や、伝統的な様式の建築物が残る地域では、周辺と調和する形態とする。 ○ 威圧感や圧迫感を感じさせない、周辺環境と調和したまとまりのある意匠（デザイン）とする。 ○ 海岸沿いの地域では、洋上からの眺望に配慮した形態・意匠とする。	◎ 景観の質を高めることのできる意匠を工夫する。									
色彩	○ 法令で定められたもの以外の色は、周辺環境との調和に配慮し、落ち着いた色彩を用いる。 ただし、外観のアクセント色として着色される部分の色彩についてはその限りではない。 ○ けばけばしい色彩の組み合わせを避けるとともに、使用する色数を減らし、バランスのよい色の組み合わせや使い方を工夫する。	◎ 地域において伝統的に用いられてきた色彩を意識すること。 ◎ 外観の基調となる色は、できる限り以下の推奨色を用いる。 【推奨色】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の 色相</td><td>3以上 6以下</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>無彩色</td><td></td><td>—</td></tr> </tbody> </table> * 色彩については、マンセル表色系を用いて数値基準を定めるものとする（JIS Z 8721）。	色相	明度	彩度	R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の 色相	3以上 6以下	4以下	無彩色		—
色相	明度	彩度									
R・Y R・Y (赤・橙・黄色系)の 色相	3以上 6以下	4以下									
無彩色		—									
素材	○ 汚れやすい素材や退色しやすい素材を避け、自然素材など、耐久性があり、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材の使用に努める。 ○ 冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材、蛍光の素材など、周囲の自然景観から際立って見える素材の使用は必要最小限とし、使用する位置や量等に十分配慮する。										
外壁に付帯する設備	○ 配管等、外壁に設ける設備は、できるだけ露出させないよう配慮する。やむを得ず見える位置に設置する場合は、工作物本体と一体的に感じられるデザインとする。これが困難な場合は、目隠し等により、できるだけ遮へいするなど、周辺の景観との調和に配慮する。										

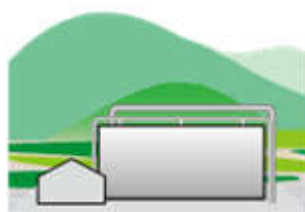
	景観形成基準	景観推奨基準
緑化	○ 敷地内のオープンスペースや工作物の前面等は、緑化や花きによる修景を施す。特に道路等の公共空間に面した箇所については、工作物や敷地の規模、道路等の公共空間からの見え方に配慮しながら、より積極的に緑化する。 ○ 緑化にあたっては、周辺植生と調和した樹種を選択する。 ○ 敷地内の樹木等は、適切に管理すること。	◎ 緑化は、通りを行く人から目につきやすい道路等の公共空間に面した箇所を中心に行うものとし、敷地の20%以上の緑化スペースを設け、緑視率の向上に努める。 ◎ 緑化は、できるだけ中高木を用いて行う。 ◎ 敷地内に大径木や樹林等がある場合は、できるだけ保存し、この活用に努める。
その他	○ 工作物の新設、増設、改設若しくは移転等に関わる駐車場・屋外付属設備等、外柵や塀、門柱・門扉については、建築物の基準を確認すること。	

基本的な考え方

参照： P19～ (2) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転

② 外観（高さ・形態・意匠・壁面・色彩・素材、付帯設備、駐車場・屋外付属設備等、外柵や塀、門柱・門扉、緑化）

- 周辺景観との調和に配慮しましょう。
 - 長大な壁面等は、適切な分節化や植栽により、威圧感や圧迫感を軽減させるとともに、単調にならないような工夫をしましょう。
 - 配管等の付属設備の配置を工夫し、一体的に感じられるようにしましょう。
- その他、それぞれ該当する項目をご参照ください。



長大な壁面の工作物



工作物としての機能を維持しつつ、分節化により圧迫感を軽減させましょう



適切な緑化により単調さを和らげ、背後の山並みや周辺の景観との調和を図りましょう



彩度の高い色彩を多用した工作物



周辺の景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩や、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す自然素材を用いましょう



配管等の外壁に付帯する設備は、目立たせないよう配慮しましょう

2) 太陽光発電設備等

景観形成基準	景観推奨基準
○ 太陽光パネルや架台が道路等の公共空間から望見できないよう、設置する位置に配慮するとともに、植栽や板塀等による遮へい措置を講じるなど、周辺景観との調和を図る。 ○ 太陽光発電設備のパネル等は、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とする。	◎ 太陽光発電設備のパネル等の色は彩度2以下とする。 ◎ 太陽光発電設備等の付属設備についても、できる限り周辺景観と調和した色彩を用いる。

基本的な考え方

参照： P17～ (2) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転
P19～

① 敷地内における位置（配置）
② 外観（形態・意匠、色彩）

□ 公共の安全を確保するとともに、環境の保全を図りましょう。

- ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共の安全を確保するとともに、環境の保全を図ることが求められています。（電気事業法 第1条（目的））

参考：電気事業法 第一条（目的） この法律は、電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図ることを目的とする。

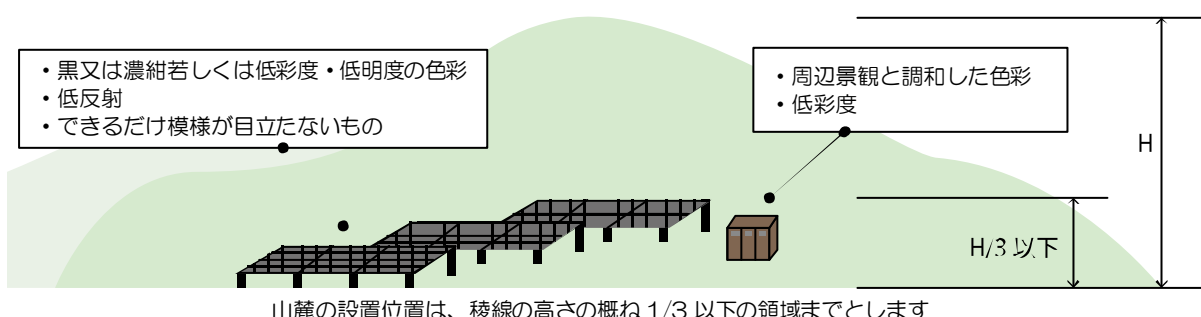
□ 公共空間から望見できない位置に設置しましょう。

- ・太陽光発電設備等は、山頂や尾根線、丘陵地稜線、高台等での設置は避けましょう。やむを得ず設置する場合は、設置位置は、稜線の高さの概ね 1/3 以下の領域までとしましょう。また、地域の良好な景観資源（地域の歴史的・文化的景観資源、地域のシンボリック樹木等）への近接を避けましょう。やむを得ず近接して設置する場合は、遮へい柵、修景植栽等により修景的配慮を行いましょう。
- ・周辺の景観に圧迫感や違和感を与えることがないように、できる限り道路等の公共空間に接する敷地境界線から後退させたり、遮へい柵、修景植栽等により修景的配慮を行うなど、公共空間から目立たないようにしましょう。

□ 周辺景観との調和に配慮しましょう。

- ・周辺の集落や道路等の公共空間からの見え方に配慮し、周辺のまちなみや田園に溶け込み、違和感のない位置・規模としましょう。また、反射光が市街地や集落に影響を及ぼすことがないように配慮しましょう。特に住宅地と隣接する場合は、居住環境に配慮しましょう。
- ・背景に山並みが眺望できる箇所については、背景の山並みに溶け込み、調和するよう配置しましょう。

その他、それぞれ該当する項目をご参照ください。



山麓の設置位置は、稜線の高さの概ね 1/3 以下の領域までとします

3) 煙突、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの
電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

景観形成基準	景観推奨基準
○ 置場所及び高さは眺望景観の妨げにならないよう配慮する。 ○ 歴史的建築物や文化財など重要な景観資源の周辺での設置はできる限り避ける。 ○ できる限りすっきりとした形態・意匠とし、落ち着いた色彩を使用する。	◎ 山稜の近傍にある鉄塔は、稜線を乱さないよう、尾根からできる限り低い位置とする。 ◎ 携帯電話の基地局等の鉄塔の形状は、原則として鋼管柱（シリンダータイプ）又はコンクリート柱とする。 ◎ 色彩は、周辺の景観に調和しやすい景観色*とし、背景となる色彩や季節による周辺の色彩の変化を考慮して色調を決める。 ◎ 地上設備は、露出しないよう、縦格子の景観色のフェンスで囲む。

基本的な考え方

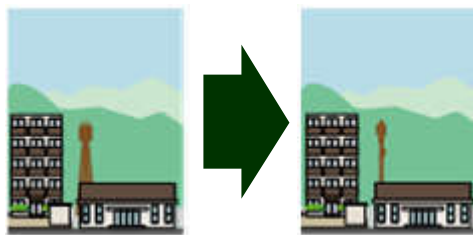
参照： P17～ （2）建築物の新築、増築、改築若しくは移転
P19～

- ① 敷地内における位置（配置）
- ② 外観（形態・意匠、色彩）

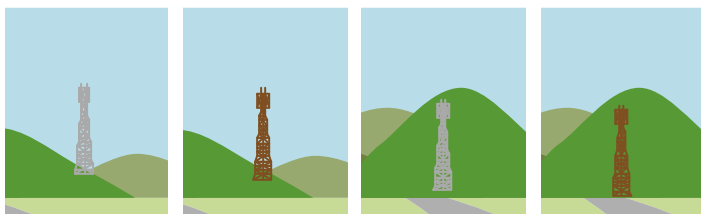
- 眺望景観の妨げにならないよう配慮するとともに、重要な景観資源の周辺での設置はできる限り避けましょう。



- 携帯電話の基地局等の鉄塔は、できる限りすっきりとした形態・意匠とし、景観への影響を抑えましょう。



- 色彩は、周辺との調和に配慮した落ち着いた色彩とし、季節による周辺の色の変化を考慮して色調を決めるようにしましょう。



主な背景が空となる場合は、彩度を抑えた明度の高い色彩、背景の大部分が樹林地等の場合は、明度の低い色彩（暗色）が、周辺景観との調和を図りやすいと考えられます
また、色彩だけでなく、光沢を抑える（つや消し塗装にする）ことも、周辺の景観との調和を図る上で効果的です

その他、それぞれ該当する項目をご参照ください。

※ 景観色：「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン（国土交通省）」で推奨されている、一般的な我が国のまちなみや自然等で基調となっている YR 系を中心とした色彩をいいます。

基本とする色の名称	ダークブラウン〔こげ茶〕	グレーベージュ〔薄灰茶色〕	ダークグレー〔濃灰色〕
標準マンセル値	10Y R 2.0/1.0 程度	10Y R 6.0/1.0 程度	10Y R 3.0/0.2 程度

4) 風力発電設備等

景観形成基準	景観推奨基準
○ 地域の良好な景観資源への近接を避けるとともに、展望地等※からの眺望への影響を極力回避・低減する。 ○ 海岸沿いの地域では、地形からの突出を避け、洋上からの眺望に配慮する。 ○ 複数設置する場合は、法則性を持たせ、まとまりのある配置とする。 ○ 設備（支柱・ブレードなど）の色彩は、周辺の景観と調和するものを使用する。 ○ 設備の周辺の樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける。 ○ 付帯設備は、周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする。	◎ 文化財や景観重要樹木・景観重要建造物をはじめ、地域の歴史的・文化的な景観資源への近接・直接的な設置を避ける。特に越前岬灯台の周辺など、眺望の対象であるとともに、視点場となる景観資源の周辺への設置を避ける。 ◎ 主要な眺望点や主要な道路等から見た場合に、山並みや海岸線等への景観を阻害しないよう配慮するとともに、ランドマークとなる景観資源等への見通し・眺望景観に配慮する。 ◎ 保安上のフェンスは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる。 ◎ 敷地内は可能な限り緑化を行う。 ◎ 環境省が策定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン（平成25年3月）」における眺望景観への影響を回避する工夫を参考とする。

基本的な考え方

参照： P17～ (2) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転 P19～	① 敷地内における位置（配置） ② 外観（形態・意匠、色彩）
---	-----------------------------------

□ 良好な景観資源の周辺に設置することは避けてください。

- ・ 国定公園における特別保護地区、第1種特別地域、又は海中公園地区内では、風力発電設備等の設置は避けるようにしましょう。また、第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等においても、避けるようにしましょう。

□ 展望地や洋上からの眺望に配慮しましょう。

- ・ 風力発電機の高さは、高いものでは100m以上、大規模な風力発電が可能な洋上風力発電用の発電機はさらに大きく、180mを超えるものも作られるようになっています。100mを超えるような大規模な風力発電機は、10km以上離れた場所から視認される可能性があることを念頭に置いて検討しましょう。また、複数の風力発電設備があった場合、一斉に風車（ブレード）が回転するため、景観的により目立つという特性もあります。複数の風車や付帯する送電鉄塔を設置する場合は、構造物の配置に法則性を持たせる（等間隔にする、直線上に配置する、配列を地形に沿わせる等）等の措置により、煩雑な印象を低減し、まとまりをもたせるようにしましょう。

※ 展望地等：展望台や良好な眺望景観の視点場となる公園、道路等をいいます。

□ 「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」に配慮しましょう。

- ・設置場所の検討や、眺望景観の保全に関する具体的な手法等については、環境省が策定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」にも配慮してください。

その他、それぞれ該当する項目をご参照ください。

参考：配置について（国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインより）

複数の構造物が設置される場合は、構造物の配置の仕方によっても見え方の印象は大きく異なってくる。複数の風車や付帯する送電鉄塔を設置する場合は、構造物の配置に法則性を持たせる（等間隔にする、直線上に配置する、配列を地形に沿わせる等）等の措置により、煩雑な印象を低減することが可能となる。



複数の風車を等間隔に配置したシミュレーション



道路と平行に等間隔に配置したシミュレーション



（本ページに掲載した図は、状況をわかりやすく解説するためのものであり、眺望への支障の有無を表したものではありません。）

参考：色彩について（国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインより）

色彩や素材の持つ質感（テクスチャ）の配慮は、構造物が近～中景（概ね2km以内）で視認される場合の景観調和手法として特に有効である。

自然景観との調和を考えた場合、明度、彩度の低い色を採用することが基本となる。自然景観に対しては、一般に茶系統がなじみやすいとされるが、それはもっぱら背景が樹林等の場合であり、背景が空、水面等の場合は、むしろ灰色等の無彩色がなじみやすい点に注意が必要である。特に風車や付帯する送電鉄塔は、多くの場合において背景が空となることから、茶系統よりむしろ明灰色を基本とした方が良いともいえる。

また、自然景観において強い反射光を持つ要素は、水面や雪面程度とごく少ないものであることから、色彩だけでなく、光沢を抑える（つや消し塗装にする）ことも効果的な措置といえる。



【白】

最も一般的に採用されている色彩。清潔感を与えるが、コントラストが強く目立ちやすい。



【暗灰】

背景が山稜や樹林の場合に調和性が高く、空の場合にもますます。オールラウンド的。



【暗茶】

背景が山稜の場合に調和性が高いが、空との調和も考慮すると、灰色系統の調和性が高い。

＜補足：風力発電施設の色彩と航空法の対応について＞

風車や送電鉄塔の支柱は、航空法の規制により、国土交通省から“赤白塗装”を指導されるケースがあるが、景観調和の観点からは極力航空障害灯で代替するよう、調整を図ることが望まれる。

5）垣（生け垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの

景観形成基準	景観推奨基準
○ 垣、外柵や塀、門柱・門扉は、 建築物本体と調和 するよう、その配置や形態・色彩を工夫するとともに、 周辺の集落と調和 するよう配慮する。	◎ 周辺に伝統的建築物等が残る地域などにおいては、周辺の伝統的な様式の建物との調和に配慮した形態・意匠・色彩とするとともに、木材、土、ヨシ、石などの自然素材を用いる。

参照： P26～ （2）建築物の新築、増築、改築若しくは移転

② 外観（外柵や塀、門柱・門扉）

その他、それぞれ該当する項目をご参照ください。

(5) 工作物の修繕、模様替又は色彩の変更

景観形成基準
○ 工作物の修繕若しくは模様替については、それぞれ該当する工作物等に係る形態、意匠、色彩及び素材に関する基準に配慮する。 ○ 工作物の色彩の変更については、それぞれ該当する工作物等に係る色彩に関する基準に配慮する。

(6) 開発行為及び土砂又は砂利の採取

(土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更)

① 形質変更全般

景観形成基準	景観推奨基準
○ 良好な景観を形成している樹木、河川等を保全し修景に活用するように努める。 ○ 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を活かすように努める。 ○ 海岸沿いの地域では、地形からの突出を避け、洋上からの眺望に配慮する。 ○ 長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ず法面・擁壁が生じる場合は、垂直擁壁を避け、できる限り高さを低くし、緩やかな勾配とする。また、擁壁の表面は素材の特性を活かし、法面、擁壁周辺の緑化に努める。 ○ 宅地開発は、道路、公園、区画割り、宅地規模などにゆとりを持たせ、その場所の特性を活かすように配慮する。 ○ 調整池等の護岸は、周辺との調和を図るために、素材、植栽等を工夫するように努める。	◎ 原則として古墳や歴史的な建造物の周辺では、開発行為や土地の形質の変更を避ける。

- 既存の良好な景観を形成している樹木、河川等は積極的に保全し、修景に活用するようにしましょう。また、できる限り現況の地形を活かすとともに、展望地や洋上からの眺望に配慮しましょう。
- 長大な法面や擁壁をつくらないように配慮しましょう。
- 宅地開発を行う場合は、道路、公園、区画割り、宅地規模などにゆとりを持たせるとともに、その地域の特性を活かしましょう。
- 擁壁や調整池の護岸等は、素材や表面処理、緑化等により、周辺景観との調和に配慮しましょう。

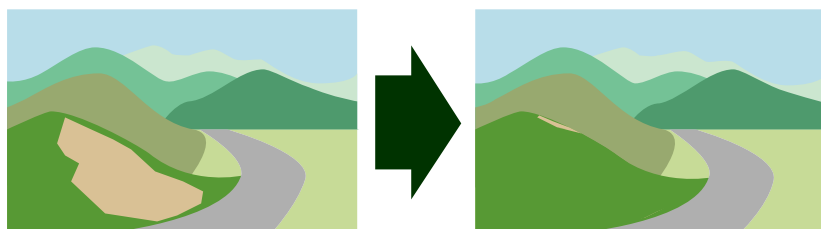


開発行為を行う場合は、敷地内や周辺の地形や樹木などの自然資源はできるだけ本来のすがたのまま残し、地域固有の景観をつくりだす要素として生かすよう工夫しましょう

② 土取り

景観形成基準	
○	土石の採取、鉱物の掘採にあたっては、 周辺から目立ちにくいよう、採取等の位置や方法を工夫し 、原則として、行為地周辺の緑化を行う。
○	採取後は、速やかに 周辺の植生と調和した緑化等 を行う。

- 大規模な土石の採取又は鉱物の掘採により、景観に多大な影響を与えないよう、幹線道路や主要な公園、観光地等の公共空間から、できる限り目立ちにくい場所で行うよう工夫しましょう。
また、行為地の周辺には積極的に緑化を施し、周辺の景観との調和に配慮しましょう。
- 行為後は、速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行い、できる限り緑の回復に努めましょう。



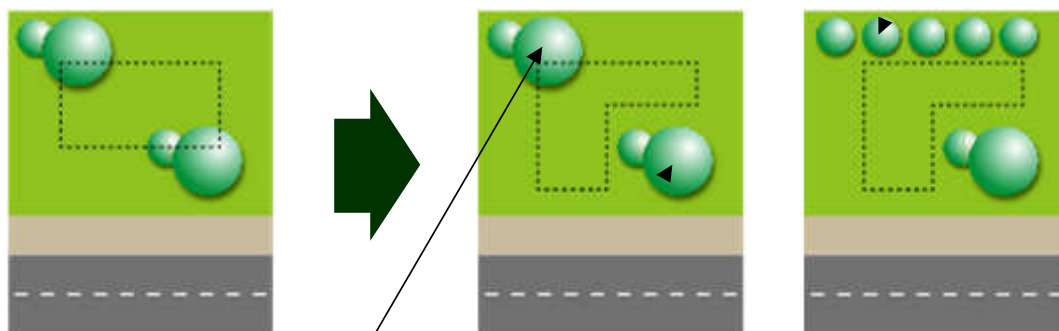
前面の道路から見えにくい位置で採取を行うなど、周辺の景観から目立たないように工夫しましょう

(7) 樹木・竹の伐採（木竹の伐採）

景観形成基準	
○	できる限り 既存樹木を保全・活用する 。
○	伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように 代替措置を講じる 。

- 必要最小限の伐採に努め、既存の高木や優れた樹木はできるだけ残しましょう。
- 伐採後は、速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行い、できる限り緑の回復に努めましょう。

伐採後は速やかに植生の回復に努めましょう
周辺の植生と調和した樹種を植えましょう



伐採する面積は最小限にとどめましょう

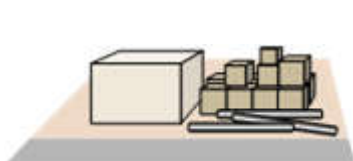
計画地に樹木の優れた樹木等がある場合は、できる限り保全しましょう

(8) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積

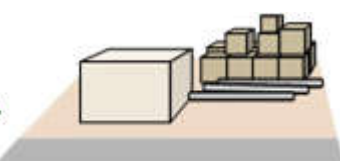
景観形成基準	景観推奨基準
○ 道路等の公共空間から望見できる範囲への設置を避ける。 ○ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑える。	◎ 敷地周囲を緑化したり、塀や柵を設置するなど、道路等の公共空間からの堆積物が見えにくくなるよう、遮へいに努める。

- 沿道に面した敷地境界からできるだけ後退した場所で行うなど、道路等の公共空間から見えない、又は見えにくい場所で行いましょう。
- できるだけ堆積の高さを低くしたり、規模を抑えるとともに、整然とした集積又は貯蔵となるよう、配慮しましょう。
- 道路や公園等の公共空間から見えないよう、区域の景観との調和に配慮した植栽や塀等で遮へいしましょう。

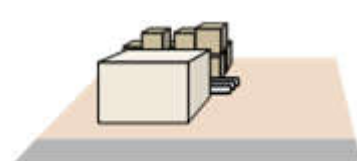
- ・事業所における原材料、製品、スクラップや建設工事における資材など、雑然とした印象を与えるものの集積又は貯蔵については、道路や公園等の公共空間から容易に見ることができないよう配慮しましょう。やむを得ず見える場所で行う場合は、敷地外周部に遮へい措置を講じましょう。
- ・遮へい措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮へい措置の効果を考慮して、できる限り抑えましょう。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮へい措置を講じましょう。特に、「伝統的民家群保存活用推進地区（福井県）」など、周辺に伝統的な様式の建築物がある箇所では、樹木や、周辺の景観との調和に配慮した板塀や土塀により遮へいしましょう。
- ・樹木を用いて遮へいする場合は、1年を通して修景の効果が上がるよう、常緑の中高木を取り入れるとともに、堆積物の規模に合わせた樹形や樹高、樹木の性質などを十分考慮し、周辺植生と調和する樹種を選定しましょう。



資材等が乱雑に積み上げられており、景観面からだけでなく、安全面からも問題のある資材置き場



沿道から後退させる、建築物の後ろに積み上げるなど、道路や公園等の公共空間からの景観に配慮しましょう



整然と積み上げるとともに、積み上げる高さにも注意しましょう



樹木や塀で遮へいするなど、すっきりとした景観となるようにしましょう



応急措置や仮設の現場等において使用されるブルーシートは、その色彩の特徴からとても目立ちやすく、景観を損ねる要因となります



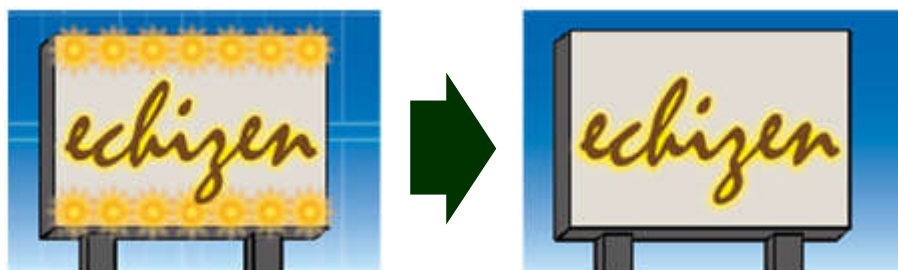
仮設の場合でも、景観に配慮したシートを用いて周辺の景観との調和に配慮しましょう

(9) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）

景観形成基準	景観推奨基準
○ 不快感を与える過度な点滅照明や、サーチライトや投光器等による光漏れなど過剰な演出照明をできる限り避ける。 ○ 暖かみや落ち着きのある光源の使用や、周辺景観に合った夜間景観の演出効果が高い照明方法に配慮する。	◎ 市街地では、エントランス周辺に灯りを確保するなど、夜間における快適な都市景観の演出に努める。

□ 過剰な演出照明は避けましょう。

- ・ 特定照明は、夜間の安全性を保つだけでなく、光による夜間の景観を演出する重要な要素です。激しい点滅を伴う照明器具や回転灯、サーチライト等を用いた、目立つことを重視した光の演出は避けましょう。
- ・ 光源へのカバーやルーバーの設置や、地域の個性に応じた適切な色温度※¹の設定、演出性※²に配慮し、照明の目的や空間の特性に応じた適切な照明器具を使用しましょう。
- ・ 建物から漏れる光やフットライトを用いるなど、演出効果に配慮した手法を組み合わせ、夜間における快適な都市景観を演出するよう工夫しましょう。また、周辺に農地がある場合は農作物の生育や害虫の発生等への影響を考慮しましょう。



夜間景観に配慮した照明によるエントランス周辺の演出

- ※¹ 色温度：光源の光色を表す数値で、数値が小さい（色温度が低い）ほど赤みを帯びた光、数値が大きい（色温度が高い）ほど青みを帯びた光となります。単位はケルビン（K）です。
- ※² 演出性：照明によって照らされる物の色の見え方を決める光源の性質で、自然光（太陽光）を基準にして評価した数値を平均演色評価数（Ra）といいます。自然光を 100 とし、数値が大きいほど自然光で見た色に近くなることを示します。

(10) 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築 若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更

① 敷地内における位置（配置）

景観推奨基準
◎ 同一敷地への複数の広告物の設置はできるだけ避け、集約化するなど、必要最低限の数、表示面積となるように努める。

基本的な考え方

参照： P17 (2) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転 ① 敷地内における位置（配置）

□ 同一敷地への複数の広告物の設置はできるだけ避けましょう。

- ・同一敷地内に複数の広告物を設置することは避け、なるべく集約化し、すっきりとした景観となるよう配慮しましょう。
- ・複数掲出された屋外広告物の形状、色、掲出内容のレイアウト、文字などがバラバラで、本来伝えたい情報が、お互いに打ち消しあってしまう・・・そんな風に屋外広告物の効果が減殺されないよう、設置場所に応じて適切な大きさ、色彩、情報量となるよう、配慮しましょう。
その他、それぞれ該当する項目をご参照ください。

② 外観

	景観推奨基準
高さ	◎ 道路等の公共空間から望見できる、背景となる山並みや田園・集落などが作り出す良好な景観に配慮し、調和のとれた高さとする。
形態・意匠	◎ 威圧感や圧迫感を感じさせない、周辺環境と調和した形態・意匠（デザイン）とし、原則として、塔屋状の屋上広告物及び突出看板は避ける。 ◎ 幹線道路沿道に設置する広告物については、周辺に与える威圧感や圧迫感をできる限り軽減し、信号機や標識、その他案内板等の認知のしやすさに配慮した位置及び規模、形態及び意匠とする。
色彩	◎ 基調となる色は、周辺環境との調和に配慮し、彩度の高いものを避け、けばけばしくならないように努める。 ◎ 使用する色数を少なくするよう努めるとともに、バランスのよい色の組み合わせや使い方を工夫する。 ◎ 沿道に設置する広告物については、信号機や標識、その他案内板等の認知のしやすさに配慮し、安全性を考慮した色彩を使用する。
素材	◎ 汚れやすい素材や退色しやすい素材を避け、自然素材など、耐久性があり、年月の積み重ねの中で味わいや風格が増す素材の使用に努める。 ◎ 冷たさを感じさせる素材、反射光のある素材、蛍光の素材など、周囲の自然景観から際立って見える素材の使用は必要最小限とし、使用する位置や量等に十分配慮する。

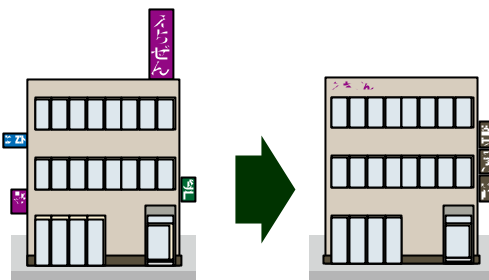
	景観推奨基準
照明設備等 発光装置・	◎ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯は使用しない。 やむを得ず点滅する発光装置を使用する場合は、点滅速度が可能な限り緩やかなものとする。（交通の危険防止のため、又は救急医療の施設であることを表示するためのものは使用できます。） ◎ 映像による表示はできるだけ避ける。やむを得ず映像装置等を設置する場合は、既設置のものも含めて数、大きさ、位置等を十分検討する。

基本的な考え方

参照： P19～ P30 P41	（２）建築物の新築、増築、改築若しくは移転 （９）夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明（特定照明）	② 外観（高さ・形態意匠・色彩・素材） ④ 屋外広告物
------------------------	---	---

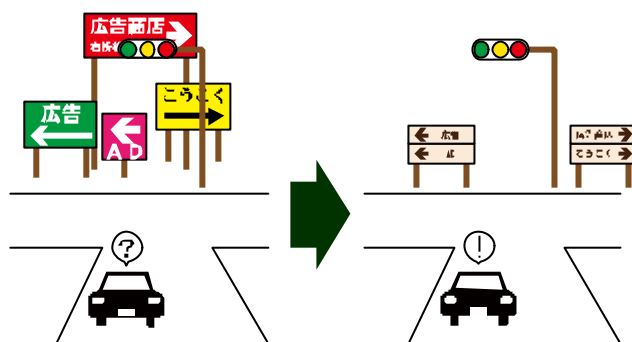
□ 塔屋状の屋上広告物及び突出看板は避けましょう。

- ・塔屋状の屋上広告物は建物のスカイラインを乱し、景観を悪化させる要因となりやすい性質を持っています。周囲の建物との関係に配慮し、スカイラインを揃えるようにしましょう。建物デザインと一体感を持たせるように工夫し、安定感のある形態としましょう。
- ・突出看板は、建物と比較して大きすぎたり、数が多かったりすると、まちなみが乱雑になります。極力集合化を図り、すっきりとした印象を与えましょう。複数設置する場合は、大きさ、数、突出幅は最小限にとどめるとともに、建物の両端どちらか１列に揃えて設置しましょう。



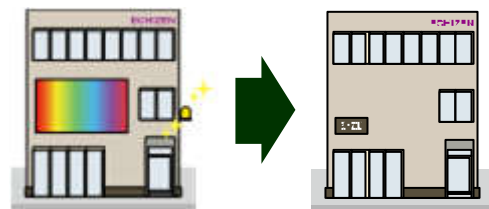
□ 沿道に設置する広告物については、信号機や標識、その他案内板等の認知のしやすさに配慮しましょう。

- ・屋外広告物が、自動車運転者、歩行者の視界や、信号、標識の視認性を妨げないようにしましょう。規模や位置、色彩等に注意して、交通安全の妨げにならないようにしましょう。



□ 点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯、映像による表示は避けましょう。

- ・屋外広告物に照明装置や発光装置を取り付ける場合は、周辺の景観や環境、昼と夜、両方の見え方に十分配慮しましょう。必要以上の光度・輝度を持たないように配慮するとともに、周辺の景観に大きな影響を及ぼす点滅する発光装置及び照明装置並びに回転灯、映像による表示は避けましょう。





水墨画／岩間の風景／坂下 豊洗氏 画

越前町景観計画ガイドライン

令和 2 年 4 月 1 日

定住促進課



〒916-0192 福井県丹生郡越前町西田中 13-5-1

T E L : 0778-34-8727

F A X : 0778-34-1236